

平成17年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		平成17年6月27日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成17年6月27日 午前10時00分
	延 会	平成17年6月27日 午後 5時13分

1. 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司	デイサービス センター施設長	藤 田 稔 (兼務)
総 務 課 長	田 辺 正 保		
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	監 査 委 員	今 村 實
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監査事務局長	松 澤 武 夫
		教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	米 内 山 法 敏
保健介護課長	豊 原 隆 弘	教委指導室長	酒 井 裕 之
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
建 設 課 長	北 村 誠		
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水 道 課 長	高 根 行 晴		

1. 会議録署名議員

15 番	佐 齋 周 二	17 番	佐々木 敬 治
16 番	竹 田 敏 夫		

1. 会 期

6月27日から6月29日までの3日間 (休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程
(1 7 . 6 . 2 7)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告書
第 3		会期の決定
第 4		議席の指定
第 5		諸般報告
第 6		例月出納検査報告
第 7	選任第 1 号	常任委員の選任について
第 8	選任第 2 号	特別委員の選任について
第 9	選任第 3 号	特別委員の選任について
第 1 0		特別委員の辞任について
第 1 1	意見書案第12号	教育基本法の改正を求める要望意見書（委員会審査報告書、少数意見報告書）
第 1 2	報告第 6 号	繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 3	報告第 7 号	厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出について
第 1 4	報告第 8 号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
第 1 5	報告第 9 号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
第 1 6		一般質問

厚岸町議会 第2回定例会

平成17年 6 月27日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、佐齋議員、16番、竹田議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る6月23日、議会運営委員会を開催し、第2回定例会の議事運営についてを協議したので、その内容を報告いたします。
まず1番目として、議会からの報告については、諸般報告、例月出納検査報告がなされます。2番目に、議会提出予定の案件については、今般の補選で当選された佐々木議員の議席の指定の後、選任第1号 常任委員の選任、選任第2号及び第3号 特別委員の選任を予定しております。
次に、推薦第1号 農業委員の推薦について、議会推薦の農業委員を新たに推薦いたします。
辞任願については、議会広報特別委員であります中川委員が辞任願を提出したことによるもので、それぞれ本会議において審議することで決定いたしました。
3番目に、各委員会から予定される案件については、意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書について、厚生文教常任委員会審査報告、さらには少数意見報告が提出されております。イの町内所管事務調査報告及びウの閉会中の継続調査申出書、これらについてもすべて本会議において審議することと決定いたしました。
要望意見書についてであります。意見書案第5号 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める要望意見書、意見書案第6号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する要望意見書が提出されております。これらについては、本会議において審査することに決定いたしました。
町長提案の議案についてであります。報告第6号から9号 繰越明許費繰越計算書の報告について外3件、議案第36号から38号、公有水面埋立許可に関する意見外2件の一般議案、さらに議案第39号から41号、厚岸町土地開発基金条例の一部改正外2件の条

例改正については、すべて本会議において審査することに決定いたしました。

次に、議案第42号から44号、厚岸町一般会計補正予算外2件の補正予算については、補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

今定例会の一般質問については、8人より通告がありました。

次に、会期の決定であります、本日6月27日から29日までの3日間と決定いたしました。

以上をもって議会運営委員会の報告といたします。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありますように、本日から29日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から29日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

この際、このたび町議会議員補欠選挙において当選された佐々木議員から自己紹介をいただきたいと思います。

佐々木議員。

●佐々木議員 このたび大先輩である鹿野昇様亡き後の補欠選挙に厚岸町を思い、豊かな町づくりのために頑張りたいと立候補し、議席を与えられました佐々木 治です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、厚岸町中学校、道立札幌工業高等学校建築科を卒業後、建設業界に24年、そして今の牛乳業界に入って15年目になります。議員定数の大幅削減、会期の短縮化など、議会改革を進めて経費のさらなる節約を図ってまいりたい。先輩議員皆さんと町職員皆さんの特段のご理解とご協力をお願い申し上げ、自己紹介とさせていただきます。

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 以上で、佐々木議員の自己紹介を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第4、議席の指定を行います。

佐々木議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、17番を指定いたします。

●議長（稲井議員） 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成17年3月9日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、6月9日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第56回定例会には私が出席いたしました。

この際、議員の皆様に申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で諸般報告といたします。

●議長（稲井議員） 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり、例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

町議会本定例会に際し、お許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、21世紀幕開けの年の平成13年7月13日に厚岸町長に就任をいたしましてから、はや来月12日に1期目の任期満了を迎えようとしております。

そのときに当たり公職選挙法第33条の規定に基づく厚岸町長選挙が去る6月14日に告示され、立候補いたしましたところ、無投票当選となり、2期目の町長の職を務めさせていただくことになりました。新生厚岸町の創造に向け、私に課せられた責任の重さに身の引き締まる思いであります。

再度大任をお与えいただきました町民の皆さん、並びに町議会議員の皆さんに心からお礼を申し上げ、来る7月13日にスタートする2期目に向けての決意の一端を申し述べさせていただきます。

私のこの4年間は、国の構造改革や地方分権の推進などによって、大変厳しい中での町政運営でありましたが、財政の健全化に全力を傾けるとともに、町政改革を着実に進めることができました。

しかし、今本町が置かれた状況は、以前にも増して厳しいものが予想されるところであります。1期4年間の経験を生かし、さらに意欲を持ってこれからの町づくりのかじ取りをしていく決意であります。

私は、このたびの町長選挙に際して、次のことを政策課題に挙げ、臨みました。第1には、町民の皆さんの声を大切にした協働の町づくりのさらなる展開であります。これはこれまで進めてきたとおり、町づくりに対する私の基本姿勢であります。町民の皆さんと情報を共有した相互理解のもとで自治会組織や団体を始め、町民皆さんの自主的な地域づくり活動に一体となって、さらに取り組む考えであります。

第2には、安全で安心して暮らせる町づくりの推進であります。地震、津波などの自然災害に対する防災体制や消防、救急体制の充実により、万一の備えを確保するとともに、犯罪や交通事故などから町民の皆さんを守るネットワークの強化と安全の意識の高揚を図り、また下水道や道路などの生活環境の計画的な整備を進めます。

第3には、1次産業の振興であります。町づくりに基幹産業の振興は不可欠であり、特に漁業や農業の生産性を高める基盤事業を漁協、農協と連携して進めるとともに、厚岸ブランドの確立のための施策を展開します。

第4には、環境にやさしい厚岸の実現であります。これまで同様、資源循環型の環境政策を基本に据えて、地域に根差した美化活動や環境保全活動の活発化に努めます。

第5には、中心市街地の活性化と観光振興であります。松葉町の憩いの広場や歩道整備を完成させ、共同利用を進めるほか、町内購買力を高め、商工業の振興と若者の雇用を広げる方策を検討します。

また、厚岸道立自然公園の国定化に向けた昇格運動を強化し、これと連動した施策展開に努め、観光客の誘致を促進します。

第6には、町民の健康づくりと福祉施策の取り組みであります。あみか21を拠点とした健康づくり運動の展開や介護福祉施策、少子化対策の充実に努め、また町立厚岸病院の経営改革と信頼度向上及び保健と福祉の医療の相互連携強化を図ります。さらに健康保養施設や湯楽施設の実現可能性の検討を進めます。

第7には、子供たちをはぐくむ環境整備と人材育成です。真龍小学校の改築実現と安全で開かれた学校づくりやふるさと教育の充実に努めるとともに、あいさつ、声かけ運動を引き続き励行します。

また、情報館などの生涯学習施設の内容の充実やスポーツ、文化の環境づくりの推進にも意を注ぎます。

第8には、女性が活躍できる社会の実現への取り組みであります。仕事と育児の両立のための環境整備や男女参画プランに基づいた事業の展開を図るほか、町の政策、方針決定の過程への女性の積極的な採用、登用を促進し、また女性団体の育成や活動の活発化に努めます。

第9には、町民から信頼される親切的な役場体制の実現であります。これまで進展を見せている職員の意識改革をさらに進め、町づくりは町民が主役という考えを町職員全員に徹底させます。また、町民の声が確実に町長に届く広報広聴体制の充実に努めます。

職員定員の計画的な削減とあわせ、簡素で効率的な組織とするとともに、さらに財政改革を断行して、強固な財政基盤をつくります。

以上の政策課題に積極的に取り組むほか、厚岸町の確かな明日のためのステップアップを目指し、自主自立の行政運営を計画的に進める一方で、近隣町村との広域行政の可能性を探り、また市町村合併や三位一体改革、道州制など、これまでの北海道を支えてきた枠組みが大きく揺らいでおり、いまだ不透明な政策課題には国や道の動きを見据え、的確に対応していく考えであります。

今日の地方自治を取り巻く環境から、私の町政2期目の最大の課題は、やはり財政再建にならざるを得ないところでございますが、これには引き続きしっかりと取り組む考えでありますし、愛する厚岸町の新しい時代を築き上げるという使命を与えられたこと

を誇りに思いながら、町民だれもがこの町に住んでよかったと思えるすばらしい厚岸町を築き上げてまいりたいと存じます。

以上、２期目に対する抱負を申し上げましたが、町政には町民と議会からの信頼とご協力が必要不可欠であります。どうぞ議員皆様の一層のご支援とご協力を心からお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

●議長（稲井議員） 以上で町長の２期目に向けての決意表明を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第７、選任第１号 常任委員の選任についてを議題といたします。

厚生文教常任委員会の委員定数は６名となっておりますが、鹿野委員の死去により１名の欠員が生じておりました。このたびの町議会議員補欠選挙が実施されたので、委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第７条第１項の規定により、佐々木議員を厚生文教常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木議員を厚生文教常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（稲井議員） 日程第８、選任第２号 特別委員の選任についてを議題といたします。

町村合併等調査特別委員会の委員定数は１７名となっておりますが、鹿野委員の死去により１名の欠員が生じておりました。このたびの町議会議員補欠選挙が実施されたので、委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第７条第１項の規定により、佐々木議員を町村合併等調査特別委員会の委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木議員を町村合併等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長（稲井議員） 日程第９、選任第３号 特別委員会の選任についてを議題といたします。

介護保険制度調査特別委員会の委員定数は１７名となっておりますが、鹿野委員の死去

により1名の欠員が生じておりました。このたびの町議会議員補欠選挙が実施されたので、委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐々木議員を介護保険制度等調査特別委員会の委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木議員を介護保険制度等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第10、特別委員の辞任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会の委員であります中川委員より、一身上の都合により、委員を辞任した旨、平成17年6月23日付をもって辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第12条第2項の規定により、中川委員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、中川委員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま中川委員の辞任により、議会広報特別委員会の委員定数6名に1名の欠員が生じたので、選任第4号 特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、選任第4号 特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

- 議長（稲井議員） 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

- 議長（稲井議員） 再開いたします。
特別委員の選任方法についてお諮りいたします。
どのように。

（「議長一任」の声あり）

- 議長（稲井議員） ただいま議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
それでは、議長の方から指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） 異議なしと認めます。
それでは、議長の方で指名をしたいと思います。
お諮りいたします。
厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐々木議員を議会広報特別委員会の委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、佐々木議員を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時29分再開

- 議長（稲井議員） 再開いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第11、意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書を議題といたします。
本件につきましては、平成16年12月21日開催の第4回定例会において、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般審査結果の報告書が委員長から提出されております。
委員長からの報告を求めます。

12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書について、審査報告を申し上げます。

平成16年12月21日、第4回定例会において付託されました本件につきまして、平成17年1月28日、2月8日、3月2日及び4月19日に本委員会を招集し、提出者から詳細な説明を受け、かつ委員の質疑を行い、慎重に審査した結果、可決すべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 次に、少数意見の報告を求めます。

1番、室崎議員。

- 室崎議員 少数意見の報告をいたします。

平成17年4月19日、厚生文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告いたします。

議案番号は意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書であります。意見です。

本意見書（教育基本法の改正を求める要望意見書）は、下記の理由により審議の対象としての適格性を欠いているものと思料される。よって、採択を可とすることはできない。

以下、厚生文教常任委員会審議の中で明確となった事実を摘示し、その評価並びに意見を述べる。

1 審議の中で明確となった事実。

委員会では慎重な審議を重ね、また提出者の出席を得、真摯かつ丁寧な説明を受けた。その結果、以下の事実が明確となった。

(1)本意見書は大きく3段に分かれる構成を持つ。

第1段において我が国の教育の危機的状況とその例示、第2段において中央教育審議会の答申と、その後の論議及び新教育基本法のもとに改革の必要性、第3段において、結論として教育基本法の早期改正を訴える構成をとる。

以上の構成及び提出者の説明より、本意見書は改革の方策を直接記載していないものの、これは中央教育審議会の答申にのっとり行うべし、との趣旨であると判明した。

(2)本意見書では、教育の現状での憂慮すべき事実が例示されている。学校教育における学級崩壊、いじめ、不登校等々多岐にわたる。その内容について、提出者から説明を受けた。

その中で「ジェンダーフリー教育」につき、提出者はこれを「男女が性をもって生き方を固定されずに、一人の人間としての生き方を尊重していく」こと「ジェンダーフリーとは、男女が互いに敬い尊重しながら協力していく」ことと説明した。

また、それであれば憂慮すべき状況の例示としては不適當でないかとの指摘に対し、提出者もそれを認めている。

3、本意見書及びこの意見書に関する論議の中で、厚岸町にとってなぜ教育基本法の改正を必要とするのかという視点からの問題提起はなかった。提出者に対し当町地域でどういう問題が起きているのかという問いかけがあったが、特別、厚岸町の教育の問題について押さえているものではないとの回答であった。

2 評価。

(1)本意見書は改革の報告（プロセス）につき、中央教育審議会の答申に従って行うものとしている。すなわちこの意見書は同答申をその内容として取り込んだものと解せられる。

ところで中央教育審議会への諮問においても、男女共同参画社会の形成を目指すとし、その答申は、教育の基本理念として男女共同参画社会の実現や男女平等の促進に寄与するという趣旨をうたう。

昭和60年（1985年）に日本が批准した女性差別撤廃条約、平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法をひも解くまでもなく、男女共同参画社会の形成の推進の主張の基底には、ジェンダーフリーの思想が裏打ちされている。中央教育審議会の答申をその内容に取り込みながら、ジェンダーフリー教育を憂慮する事実の一例に挙げるこの意見書は、内容に矛盾をはらむものと言わざるを得ない。

(2)提出者は「ジェンダーフリー教育」を憂慮すべきものとは解していない。厚生文教常任委員会における説明時にも、これが憂慮されるべき事例としてあげられることは不適当との考えを示している。提出者の意見と意見書の文面が明らかに相違することが明確となった本意見書を、このままで審議することはできない。

(3)本意見書は、厚岸町においてどのような問題があり、なぜ厚岸町議会がこの意見書を出さねばならないかについて何ら言及していない。また、この点提出者の説明も厚岸町でどのような問題があるかという視点からのものでない旨明言している。

当議会は厚岸町という自治体の議会である、厚岸町議会議員は、厚岸町民の選挙に選ばれた議員である。そこでの議論は、厚岸町に関するものでなければならない。

もちろん、その内容が国政にわたるものであっても直ちに権限外となるものではない。ただしどこまでも「厚岸町においてかくかくしかじかの問題があるので、何々の件に関してはこのようしてもらいたい」というのが厚岸町議会から出される要望意見書の骨子であるべきである。本意見書は当議会の権限に属する議論を提唱しているか疑問である。

3 結論。

意見書自体の内容に矛盾をはらみ、提出者の考えと異なる内容であることが委員会の論議で提出者自身の口から明確にされ、かつ当議会の権限の範囲につき疑問を持たざるを得ない意見書は、審議の対象としての適格性を欠き、採択すべからざるものとする。

よって、採択を可とすることはできない。

以上であります。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

ございませんか。

8 番。

- 音喜多議員 ただいまの原案賛成と、原案のとおり可決すべきものと、それからこの原案に対して少数意見がついた、この2つの中で、原案について、原案のとおり可決すべきものと決した経緯についてお尋ねをしたいというふうに思います。

改正を求める理由に、学校教育において学級崩壊やいじめ、不登校、ジェンダーフリー教育や過激な性教育、学力の急激な低下などが挙げられておりますが、これらの検証と申しますか、事実関係についてどの程度の議論をされたのか。そのかげんについて委員長にお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2つ目にただいま少数意見の中にもございましたが、ジェンダーフリー教育が挙げられております。それがこの文面から見ると、教育基本法の改正の理由に挙げられております。今、少数意見留保の提案にもありますとおり、このものはいわゆる提出者も認めているというか、このジェンダーフリー教育がその改正の理由にはなじまないというような物の見方をされております。

したがって、私はこのゆがんだといいますか、この原案がまさしく正しくはない表現の仕方というか、そういった欠陥的な原案をそのまま可決するに至った理由は何だったのか、その2点についてお尋ねしたいと思います。

- 議長（稲井議員） 谷口委員長。

- 谷口委員長 今、音喜多議員の方から質問がございましたけれども、学力の低下だとか、ジェンダーフリーの問題だとか、さまざまな問題が厚岸町でどのようにとらえてというようなお話がございましたけれども、それらについては、提出者も述べておられましたけれども、実際厚岸町の現状が十分調査された上で、この意見書案が提出されているものではないという内容であります。

それで私たちは、そのことについては、その辺まで調査することは残念ながらできませんでした。

それから、ジェンダーフリー教育については、少数意見でも述べられているような内容であります。それで、ただ私たち委員会としては、5回にわたって審議をしてきた、そういう内容であると。それと意見書案の内容に沿って、その案が早期に実現するように望むものだという内容で、賛成討論もされておりますことを報告しておきます。

以上であります。

- 議長（稲井議員） 8番。

- 音喜多議員 いわゆるこの文面の中で、ジェンダーフリー教育が教育基本法の改正の理由の一つに挙げられているということになるわけです、この文面から見ますと。しかし、それは大きな間違いであるという見方をされて、いわゆるこのことについては、今お話のありましたように、中教審もこれを推し進めるという中でのこの間違いをそのまま意見書として提出するのはいかなるものかと私は思うのであります。

その問題について……

●議長（稲井議員） 音喜多議員さん、委員長報告に対する中身ですから、それを逸脱しないように質問してください。

●音喜多議員 だからそう聞いています。

その原案そのまま賛成という、原案のとおり可決すべきというふうになると、この文面は大きな間違いの提出ということになるわけです。その議論というか、そこまでは全く議論に至らなかったというふうになるわけですか。

●議長（稲井議員） 谷口委員長。

●谷口委員長 今おっしゃっていることは、委員会の中で一部の委員からは疑問は出されました。出されましたけれども、原案のとおり了承なされたという結論であります。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） なければ、次に少数意見の報告に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） ないようなので、それでは以上で質疑を終わります。
討論ありますか。

（「はい」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、ここで皆様に申し上げます。

これより討論を行います。先ほど事務局長から説明がありましたように、会議運用内規53の2の5にありますように、委員長の報告が可決で、少数意見のある場合には、まず原案賛成者の発言を許すことになりますので、ご了承願います。

これより討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

16番。

●竹田議員 ただいま上程をされております意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書について、賛成する立場から討論をするものであります。

社会では、教育基本法について、さまざまな憶測の中で討論されてきています。迷走を続けてきた教育論議ということで、日本の子供や若者には人と人を結びつける公の意識が欠落していたり、また、危機感にかられる人も少なくないのではないのでしょうか。

子供たちの学力は以前よりも低下し、学習意欲や学校外の学習時間は先進国では最低レベルにあることが明らかになっています。いじめや不登校は依然として深刻な問題でもあります。働けない若者の増加も指摘されています。

長崎県での12歳の少年による幼児殺害や大阪府河内長野市で起きた18歳、16歳男女による一家殺傷事件、心に深いやみを抱えた若者の依存は浮き彫りになりました。また、最近では15歳の若年年齢による多々の犯罪等が目立ってまいりました。貧しさや社会的混乱とは異なった要因があり、要因を正しく分析し、対策を打ち出すことが必要だというふうに思います。

ご承知のとおり現行の教育基本法は、1947年、昭和22年制定され、一度も改正されることなく今日に至っております。もちろん法は教育基本法によらず、現行でよいものまで改正する必要のないことは言うまでもありません。しかし、現行の教育基本法は戦後の混迷のさなかにあって制定され、しかも個人の尊厳を強調するが余り、個人と国や伝統の結びつきがあいまいとなったとの指摘があるのも事実であります。

現在の教育の現状を見ると、国家百年の大計である教育は、危機的状況であることの認識は多くの国民の認めるところであり、道徳心や自立心が低下し、弱い者いじめを初めとする学級崩壊、青少年の凶悪犯罪と低年齢化の家庭や地域の教育の不十分さは特に議員各位にはご理解のいただけるものと思います。

この半世紀の間、我が国が、国、社会や国際社会も大きく変化し、国民意識も変化を遂げました。したがって、重視すべき理念も変化をするものであります。時代にふさわしい教育の実現のため、教育のあり方が議論され、どのような日本人の育成を目指すのか、そのための理念となる教育基本法の改正はしごく当然の流れであると思います。

現行教育法の第1条、第2条で規定する教育の目的や方針を踏襲しつつ、愛国の心である国の歴史、文化、伝統を尊重し、国や郷土、共同体を愛する心をはぐくみ、さらには家庭教育が充実され、国際社会において個性と品位を持ち、次代を担う子供たちが将来に向かって常に誇りと希望を抱くことができるよう、この際、国民的議論を尽くし、教育基本法が改正されることが望ましいと考えるものであります。

以上、賛成の討論を申し上げましたが、賢明なる各議員のご賛同を心からお願い申し上げます。

以上をもって、賛成の立場での意見を唱えさせていただきます。

●議長（稲井議員） 次に、少数意見に賛成者の発言を許します。

8 番。

●音喜多議員 私は、意見書案第12号 教育基本法の改正を求める意見書案に反対の立場で討論するものであります。

1 つには……

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

8 番。

●音喜多議員 最初から言わせていただきます。

私は、意見書案第12号 教育基本法の改正を求める意見書案の少数意見に賛成の立場で討論させていただくものであります。

1 つには、学級崩壊、いじめ、不登校など、子供たちのさまざまな問題、それを取り巻く社会情勢等が指摘されておりますが、その原因や背景がどこにあるかという根源に触れず、また検証や議論をどれだけしてきたのかということでございます。

その真相、核心に触れず、ただ単に新聞報道やあるいはマスコミ報道に言われていることや改正を意図的にあおるためのその何物でもないような気がいたします。

特に、我が厚岸町において、このような問題点があったのか指摘し、あるいは議論してきたかということでございますが、先ほどの中にも全くその点には触れられず、日夜懸命に学校教育関係者の努力も顧みず、そんな状況では残念でなりません。

子供は社会の鏡だと言われております。私たち大人のつくった社会の中で育っています。今の日本がどのような状況になっているかと言えば、競争競争の中で、企業や個人も他社をけ落とさなければ生き延びていかれない社会になっているのではないのでしょうか。その大人社会に自分さえよければという意識や風潮が広がり、勝ち組、負け組に振り分けられた中で、今、年間3万5,000人もの自殺者を出しているのであります。

子供を能力で選別し、競争をあおる教育に変えることは、今以上に子供たちの心をゆがんだものに育てしまうことは火を見るより明らかにであります。現在、将来ともに子供たちの問題が教育基本法を変えれば本当に解決されるのか、本当に子供たちのために行われようとしているのか、多くの疑問を残したままでございます。

2 つ目に、教育基本法改正の方向は、お国のためには戦争さえもいとわない子供たちを育てる教育につながりかねはしないかということであります。私たちの住む日本には過去に忌まわしい大戦戦争という歴史があり、その反省の上にあるのです。その戦前、戦中の国家主義、軍国主義教育の反省から、憲法の中精神の中で最も尊重され、これを盛り込んだのが現行教育基本法なのです。

歴史は繰り返すと申しますが、愛国心を子供たちに徹底的に教育するということは、日本の国のためであれば戦争さえもいとわない子供たちを育てることをし、自分の国中心の考え方を子供たちに植えつけはないかなと思うのであります。

現行の教育基本法第11条では、行政の教育への不当な介入を厳しく戒めていますが、これを変えようとしていることは、戦前のように国家が教育の中身を統制することにつながるのです。これは過去の日本であり、現在の北朝鮮の教育と何ら変わらなくなるといことであります。

今、与党が進めている教育基本法改正の方向は、憲法9条改正と一体的なものだと言われている。世界第2の軍事力を持ち、アメリカとともに他国に苦しい解釈の上で自衛隊を出している日本で、憲法9条改正で堂々と軍隊を持ち、日本の国のためであれば戦争さえもいとわない子供たちを育てる教育を進めることにつながるというふうに思います。子供たちを再び戦場に送るような教育をもう日本は二度と復活させてはならないわけであります。

以上の考え方の立場で、本意見書案には反対するものであります。

●議長（稲井議員） それでは原案に賛成者の発言を許します。

3番、南谷議員。

●南谷議員 意見書案第12号 教育基本法の改正を求める要望意見書に対しまして、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

本意見書が昨年の12月の定例会に提案がなされまして、厚生文教常任委員会での慎重審議を求め、町内で358名、町外からは74名、合計で432名もの署名が議長あてに届いております。

また、北海道教職員組合釧路支部厚岸会が発行の改正に反対のチラシでございますが、このようなチラシが私の家にも配布されました。さらにはわざわざ私の家まで出向いていただきまして、教育の現場の声を聞いていただきたい、2名の学校の先生がいらっしゃいました。その際、私にとつとつと説明をしていったわけでございますけれども、現行教育基本法を変えないでくださいと題しまして、その際にも24名もの意見が記されたレジュメを私の方に提出してくれました。これがそうでございます。本当に学校の先生たち、一生懸命厚岸町の子供たちのために真剣にこの問題について議論をしていただいている、考えていただいているんだと、その先生たちの真摯な姿に私は感銘をした次第でございます。

また、先ほど少数意見、室崎1番議員の方からジェンダーフリーについてもとうとうとご意見が発表なされました。私も真摯にその意見を拝聴させていただいたわけでございますけれども、しかしながら、私は教育基本法の改正に対しまして、賛成するものであります。私も日本の子供の将来、厚岸町の子供たちの行く末を思う気持ちは同様にあります。決して決して戦争愛好者でもありませんし、極端な愛国主義者でもありません。そういう意味での賛成では決してございません。

賛成の理由は2つあります。1つは、16番、竹田議員も賛成の理由で述べておられましたが、現行基本法の公布発効が昭和22年3月31日、私が生まれる前の世界の状況と今日の時代背景の違いは無視できないことだと思います。今日、インターネットで世界各国の人々と瞬時に交信可能なグローバルな時代、さらには今の子供たちがやがてみずから次代を担っていく将来を考えると、本当に現行の教育基本法で十分なのか疑問が残ります。理想ばかり追求するのではなくて、現実を直視し、子供たちが将来みずからが世界の中で日本、そして厚岸町をどうとらえ、みずからがどう生きるべきかを適切な判断できるように改正が必要と考えます。

2つ目の理由でございますが、中央教育審議会の答申にもありますが、21世紀の教育

が目指すべきものとして、一つ、自己実現を目指す、自立した人間の育成、一つ、豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成、一つ、知の世紀をリード創造性に富んだ人間の育成、一つ、新しい公共を創造し、21世紀の国家社会の形成に参画する日本人の育成、一つ、日本伝統文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成、以上の5項目を主体とした教育基本法までさかのぼった実効性のある改革が必要と考えるからであります。

また、先刻少数意見報告を拝聴させていただきました。(3)で、本意見書案は厚岸町議会に無関係と言わないまでも、当議会の権限に属する議論を提唱しているか疑問であると述べておられました。確かに意見書案の中に厚岸町云々の文言はありません。本意見書案は、中央教育審議会の答申に賛意を示しており、厚岸町発の文面となっております。そのことが当議会に無関係とは私は考えません。

厚岸町の子供たちの教育に教育基本法が影響を及ぼしていることは明らかなことと考えます。特に教育基本法の第7条で、家庭教育及び勤労の場所、その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないと明示がされております。また、今回改正の議論の中でも教育の地方分権化が争点になっているのも実情でございます。教育の基本をなす法律であるからこそ、国に議論を任せるばかりではなくて、これからの時代、願わくば地方発、厚岸町発くらいの気持ちを持つべきと考えます。

教育は未来の先行投資であり、教育への投資を惜しまず、必要の政策を果敢に実行することが必要と考えます。

よって、私は本意見書案に賛同するものであります。議員皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

●議長（稲井議員） 少数意見賛成者の発言を許します。

14番。

●田宮議員 私は、意見書案第12号に反対の意見を申し上げるものであります。

1946年、昭和21年に日本国の憲法が公布をされました。明くる年の3月に教育基本法が憲法の理想を実現するための教育、これを教育の基本に据えるということで、教育基本法が公布施行になったわけであります。

私も戦前に小学校に入り、当時の中学校を終え、戦前の教育を受けたものであります。戦争をするために教育を利用した誤りを二度と繰り返してはならない。そのために誤りと縁を切って、新しい教育のあり方を示したのが、この教育基本法であります。

戦前の教育については、私は私の心にしみついています。天皇中心の政治が行われた戦前の日本、外国に侵略戦争を仕掛けて、アジアや太平洋の地域で2,000万人以上、日本国民310万人以上の犠牲者を出しました。このとき教育として子供たちに教え込まれたのが、天皇のために命を捨てるのが国民の最高の道徳だということでありました。その柱になったのが、明治天皇が出した教育勅語で、国家に対する個人の絶対服従と犠牲が求められたのであります。一人一人の子供の成長を願うより、天皇を支える公国民の練成に力が注がれ、国は教育を厳しく統制、支配し、教育内容に干渉したこの教育は、画

一的教育となつて、國民を極端な國家主義と軍國主義に導いて戦争に駆り立てていったのではないのでしょうか。

戦前の教育の弊害は終戦後だれの目にも極めて明らかになりました。教育基本法は国じゅうを不幸にした戦前の教育の反省から生まれたものであります。前文と11条から成り、前文第1条、これは教育の目的が書かれております。第2条は教育の方針であります。これらで新しい教育の理念を明らかにいたしました。中でも教育基本法の重要な柱は個人の尊厳を重んじる。これは前文にあります。個人の尊厳を重んじとして個人を國家の發展の單なる手段と見る考えを否定していることであります。制定時の国会で、当時の高橋誠一郎文部大臣が教育基本法の根底をなす考え方は何かと聞かれて、個人の尊厳を認め、個人の価値を認めていかなければならん、こういうふうに答えています。

この考え方に立つて、第1条で教育の目的を人格の完成、つまり一人一人が人間として大事にされ、個性、能力を全面的に發展させることにあるとしているわけであり。國や社會の發展は、個人の自覺で自發的にされるものだとしているわけであり。もう一つの重要な柱が、戦前の國の教育統制への反省に立つて教育は不當な支配に屈することなく。これは教育基本法の10条にあります。として教育は國や行政、權力の不當な支配を受けてはならないというふうに定めていることであります。

その考えに基づいて、教育行政の任務の本質と限界を決めて、教育行政の目標を施設や整備や配置など、教育條件の整備において、行政權力が教育に不當不要に口出しすることを禁じているわけであり。

以上、教育基本法そのものについて私なりに考えを述べました。今の憲法の理念に沿ってつくられた教育基本法を変える理由は何一つないというふうに考えています。この教育基本法を現在の姿、これからも生き続けさせるということは大変大事だというふうに考えているわけであり。

以上で私の討論を終わります。

●議長（稲井議員） 他に討論はありますか。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） なければ討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（稲井議員） 起立多数であります。

よつて、意見書案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第12、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

この内容につきましては、さきの3月第1回定例町議会におきまして、平成16年度厚岸町一般会計補正予算（第5回）において、既に議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成17年度へ繰り越した分でございます。

本文でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成16年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

平成16年度厚岸町繰越明許費繰越計算書であります。

7款土木費、3項河川費、平成16年度に実施いたしました国の補正予算による河川調査事業、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の国の委託事業費を翌年度繰越額として1,800万円、その財源として全額未収入特定財源である国庫支出金を繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単な説明であります。報告第6号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

- 議長（稲井議員） 日程第13、報告第7号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

助役。

- 助役（大沼助役） ただいま上程いただきました報告第7号 厚岸町土地開発公社の経営状況の報告について、その内容をご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、厚岸町土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するものであります。

この内容は平成16年度の事業報告並びに決算と平成17年度の事業計画と予算についてであります。別途お配りをさせていただいております厚岸町土地開発公社経営状況説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成16年度厚岸町土地開発公社事業報告からご説明申し上げます。

総括事項でございますが、平成16年度におけます当公社の業務の運営は、前年度同様に土地の取得業務並びに処分業務ともございませんでした。現在所有しております平成5年度から平成10年度までに取得しました用地につきましては、用地確定測量に時間を要したため、平成16年度中に処分することができませんでしたが、平成17年度において処分するよう調整を図っている最中であり、処分ができ次第、当公社の解散に向け作業を進めてまいります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2の理事会議決事項、3の役員に関する事項、4の職員に関する事項、ともに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、5の借入金の状況でございますが、借り入れ先、厚岸町、年度初めの残高1億374万2,690円、本年度借入金0、年度末残高1億374万2,690円、この額はすべて厚岸町土地開発基金でございます。

次に、3ページの役員名簿でございますが、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

4ページと5ページでございますが、平成16年度財務諸表でございますけれども、損益計算書につきましても記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、6ページと7ページの貸借対照表でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、8ページと9ページの財産目録でございます。これも内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、10ページ、長期借入金、短期借入金、基本金明細書でございます。これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、11ページ、監査報告でございますが、5月16日に監査をいただいたその意見書でございます。

次に、12ページの平成17年度厚岸町土地開発公社事業計画であります。新たな土地の取得業務はございませんが、現在所有しております平成5年度から平成10年度までに取得しました用地のすべてを処分する計画としております。

次に、13ページの平成17年度厚岸町土地開発公社予算であります。

厚岸町土地開発公社定款第16条第1項の規定に基づきまして、平成17年度厚岸町土地開発公社予算を定めたものであり、収入支出予算の総額は第2条に記載のとおり、収入支出それぞれ1億624万3,000円でございます。

14ページの収入でございますが、1 款の事業収益、これは公社所有の土地の売却収益で1 億374万4,000円であります。

2 款の事業外収益は、受取利息1,000円、雑収入1,000円の計2,000円でございます。

3 款繰入金であります。これは平成16年度の繰越金でございます。249万7,000円です。

収入の合計といたしまして1 億624万3,000円でございます。

次に、15ページの支出でございますが、1 款販売費及び一般管理費25万8,000円、この内訳でございますけれども、人件費が8 万8,000円、経費といたしまして17万円でございます。この内容は次の16ページに記載のとおりでございます。

2 款の借入金償還金でございますが、厚岸町からの借入金1 億374万3,000円を所有地売却により償還するものでございます。

3 款の予備費でございますけれども、224万2,000円でございます。合わせまして支出合計として1 億624万3,000円でございます。

次に、17ページの平成17年度厚岸町土地開発公社資金計画でございますが、これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

なお、今議会には議案第37号として、厚岸町土地開発公社の土地を厚岸町に購入していただく財産の取得について上程をさせていただき、さらに議案第42号として、関係予算に関する補正につきましても上程をさせていただいております。

以上が厚岸町土地開発公社の経営状況の報告でございます。

大変簡単な説明でございますが、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（稲井議員） 日程第14、報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、今議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんいただきたいと存じます。

ここで、本経営状況説明書が昨年提出いたしました様式に変更を加えておりますことから、あらかじめご説明させていただきたいと存じます。

本経営状況説明書は、社協運営の内容をより理解していただきたいとの願いと、社会福祉法人会計基準により従前の様式に一部変更を加えております。事業報告の部分につきましては、事業ごとに活動の内容を記載し、収支決算の各ページについては、小さかった文字を若干ではありますが、大きくし、またそのページを開いた状態で一つの事業収支を確認できるよう大判にしております。そのような上程をさせていただいておりますので、お許しをいただきたいと存じます。

なお、平成17年度計画においては、会計処理における事業区分を経理区分とする一部変更による様式の変更などもございます。この内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

それでは説明書の1ページ目をお開き願います。

平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業報告でございます。

次の2ページに目次、3ページには総括説明がございます。

内容につきましては、記載のとおりでありますので、要点をご説明を申し上げます。

平成15年度に策定した第3期地域福祉実践計画は、ほぼ着実な推進が図られております。外出支援サービス事業などの町からの受託事業を着実に実施されております。

訪問介護事業と指定居宅介護支援事業は、事業従事者の資質向上に努めております。

ボランティアセンター運営事業は、ボランティアコーディネーターを配置され、ボランティア活動に参加できる体制整備に着手いたしました。

平成15年度の社会福祉センターの改修工事に続き、エレベーターの設置などを行う増築改修などに着手され、本年9月末に完成予定となっております。

在宅介護支援センターは431件の相談実績となっております。

以上が事業報告における総括説明であります。

次に、4ページから15ページにつきまして、平成16年度の事業別報告であり、事業名、実施日、場所、内容などが記載されております。

4ページは、法人運営事業で、理事会・評議員会等の開催、5ページは部会の開催、同社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施内容でございます。

次に、6ページは調査広報事業・助成事業で、広報活動、福祉団体等への助成の内容、次には小地域ネットワーク事業で、助け合いチーム事業の実施、7ページには地域福祉懇談会の内容でございます。

次に、ノーマライゼーション普及事業・高齢者福祉推進事業・共同募金協力事業で、すこやか健康福祉運動会の実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力、ふれあい会食会の実施、8ページには赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施の内容でございます。

次に、外出支援サービス事業、老人福祉受託事業（福祉バス）、生活管理指導員派遣事業・指定居宅支援事業・精神障害者居宅支援事業で、それぞれの利用の状況などがございます。

9ページは指定訪問介護事業で、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容でございます。

います。

10ページはボランティアセンター運営事業で、ボランティアセンター運営協議会の開催、福祉教育、ボランティア普及活動、学校助成事業、中高生福祉体験学習事業、訪問介護員養成研修2級課程の実施、11ページは町外ボランティア研修の実施、ボランティアの町づくり事業、生き生きサロンの開催、12ページにはハートコール事業の実施、職員研修の実施の内容でございます。

次に、福祉センター運営事業で利用状況などの内容でございます。

13ページは、福祉相談事業で、福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施の内容で、次に生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業で、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、14ページには生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容でございます。

次に、町からの受託事業であります在宅介護支援センター事業で、事業内容、事業実績の内容でございます。

15ページは指定居宅介護支援事業で、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容でございます。

介護保険制度の適用を受けます指定居宅介護支援事業の利用状況は、介護度ごとの表のとおりであります。利用者の合計は前年比7%減の1,506人となっております。

続きまして、16ページをお開き願います。

平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会一般・公益会計収入支出決算書であります。

決算の内容は、それぞれ事業ごとの収支が記載のとおりでございますが、17ページは事業区分1、法人運営事業ということで、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入決算額は5,370万7,217円で、主なものは町からの補助金、2,674万4,000円であり、支出の決算額は5,390万5,693円で、主なものは人件費となっております。

表の下から3行目に当期の収支差額が記載され、その次の欄に前期繰り越しに相当する前期末支払い資金残高が記載され、最後の欄に当期末支払い資金残高が記載されております。

次に、18ページでございます。

事業区分2は、調査広報事業で、事業区分3は助成事業、小地域ネットワーク事業、ノーマライゼーション普及事業と続きます。

次に、19ページでは事業区分6、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、外出支援サービス事業でございます。

次に、20ページでは事業区分13、老人福祉受託事業、生活管理指導員派遣受託事業でございます。

次に、21ページでは事業区分15、支援費制度による指定居宅支援事業で、次に精神障害者居宅支援事業でございます。

22ページは指定訪問介護事業でございます。介護保険収入を主材源としておりますホームヘルプサービスを実施しており、記載のとおりでございます。

次の23ページは事業区分18、ボランティアセンター運営事業で、補助金その他で運営された事業であります。

次の24ページは事業区分21となり、事業区分19と20がございませんが、これは平成16年度から前ページの事業区分18の中で、事業区分19と20について一体的な運営が行われるようになったところによるものでございます。

24ページは福祉センター運営事業で、厚岸町からの補助金1,256万5,000円、その他により運営された事業であります。

次に、事業区分22、福祉相談事業は、厚岸町からの受託事業で、記載のとおりでございます。

次の25ページは生活福祉資金貸付事業、低所得者事業貸付事業であります。記載のとおりでございます。

25ページ、下段には今述べてまいりました一般会計事業区分1から事業区分24の各事業の合計が記載されております。決算額で申しますと、収入小計1億7,025万1,684円、支出小計1億6,699万1,436円、収支差額が326万248円、前期末支払い資金残高406万6,099円、最後の欄が当期末支払い資金残高732万6,347円でございます。

次に、26ページは、平成17年3月31日現在の貸借対照表でございます。借方の資産の部合計8億6,563万3,028円、貸方につきましては負債合計が1億4,098万2,377円、純資産合計が7億2,465万651円ございまして、負債、純資産合わせまして8億6,563万3,028円となります。

なお、先ほど25ページの一般会計合計決算額の当期末支払い資金残高732万6,347円につきましては、流動資産1,974万7,754円から流動負債1,216万7,407円を引いた額758万347円から、さらに流動資産の中にあります低所得者資金貸付金25万4,000円を差し引いた額732万6,347円と一致するものでございます。

次に、27ページからは平成16年度公益会計収入支出決算書でございます。

事業区分1、在宅介護支援センター事業、次に事業区分2、指定居宅介護支援事業でございます。下段は公益会計2つの事業の合計でございます。決算額で申しますと、収入小計1,955万1,008円、支出小計1,902万5,253円、収支差額が52万5,755円、前期末支払い資金残高8万9,768円、最後の欄が当期末支払い資金残高61万5,523円でございます。

次に、28ページは平成16年度公益会計貸借対照表でございます。

借方の資産の部合計446万522円、貸方につきましては、負債合計が328万2,093円、純資産合計が117万8,429円ございまして、負債、純資産合わせまして446万522円となるものでございます。

次に、29ページは財産目録であります。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

30ページは社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告でございます。平成17年5月13日、業務内容及び事業遂行状況について監査を受けたものでございます。

次に、31ページは平成17年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業計画書でございます。

32ページは、目次となっております。

33ページに大きく分けて事業方針と重点推進項目として5項目が掲げられており、1として社協組織の充実強化と財政基盤の確立、2として地域に密着した総合的福祉サービスの確立・推進、3として介護保険支援費制度等改正に対応したサービスの安定供給

体制の確立、4としてボランティアセンターの充実強化の住民参加の促進、5として社会福祉センターの整備として増築改修工事の実施となっております。

次の34ページから37ページに事業実施計画としまして、具体的な内容が記載されております。説明は省略させていただきたいと存じます。

38ページをお開き願います。

平成17年度一般会計収入支出予算（総括表）でございます。

なお、平成17年度計画においては、会計区分の一部変更による様式の変更がございます。この内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉法人の会計処理についてであります。平成12年4月から社会福祉法人会計基準が導入され、作成する計算書類や様式が大幅に変更されたほか、損益計算書の考え方が導入されるなど、抜本的な改正が行われております。厚岸町社会福祉協議会においても、この会計基準に基づいた会計処理が求められ、移行期間を経て平成14年度から会計基準による会計処理を行っております。

このたびの変更理由といたしまして、この会計処理に当たりましては、パソコンによる財務会計システムを使用しておりますが、平成16年4月に改正された消費税法に対応していないため、システムの変更が必要となりました。この機会に会計処理全般を見直した結果、現行の事業区分の変更が必要になったものでございます。

会計基準に基づく経理規定による区分は、一般会計が7区分、広域会計が1区分となっておりますが、現行一般会計では24の事業区分がございます。一方、公益事業会計は現行在宅介護支援センター事業と指定居宅介護支援事業の2つでございますが、在宅介護支援センター事業は受託事業であり、公益会計にはなじまないということ。残る指定居宅介護支援事業は、一般会計の訪問介護事業と同じ性格のものとなっており、指定居宅支援事業のみ会計を別にしておく必要はないものと考え、このようなことから使用していない事業区分の整理等を含め、整理統合し、事務処理の簡素合理化が図られたところでございます。

変更点は、まず一般会計をこれまでの事業区分を経理区分とし、24区分から8区分に整理統合されております。

次に、公益会計の在宅介護支援センター事業を一般会計の受託事業に含められております。そして、公益会計の指定居宅介護支援事業を一般会計に移行することにより、これまでの2つの会計は平成17年度からは一つの会計となる内容でございます。

39ページをお開き願います。

平成17年度一般会計収支予算総括一覧表でございます。

これまでの24の事業区分が8区分に整理統合されておりますが、前年度の事業区分が今年度からどの経理区分に整理統合されたのか。また一般会計全般にわたる収入支出の内容がわかりやすいようにと、社協独自の様式で作成されたものでございます。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支、この3つの区分に分けて、お金の動きを把握するようになっております。経常活動による収支は本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動に

よる収支は借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

次に、41ページをお開き願います。

(1)の1から42ページの(1)の2までが経理区分、法人運営事業となっており、57ページの(8)の2経理区分資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。

内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

38ページにお戻りして、お開きを願います。

平成17年度一般会計収支予算総括表で、すべての事業の合計でございます。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から上に3行目の当期資金収支差額合計330万2,000円となっております。前年度当初の予算額と比較いたしますと192万4,000円の増となっております。

次に、最終ページの58ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は平成17年5月23日から平成19年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第8号につきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

15番。

●佐齋議員 ここで何点かお聞きしたいんですが、平成17年度の重点推進項目の中に、5番目に社会福祉センターの整備増築改修工事の実施となっておりますけれども、これについて説明をいただきたい。

それと一昨年債務負担行為で議会に出てきまして今改修終わりましたね。それで今年度何かまた改修されていますね。その総体的な工事費と、それからその内容ですね、ちょっと申しわけないですけども。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまの厚岸町社会福祉センターの増改築事業の関係であります。今般の工事は、平成15年度に大規模改修を行った後の2次目の増改築となっております。平成15年度の事業費は1億2,151万6,500円でございます。

平成16年度の事業でありますけれども、増改築改修でありまして、6,706万4,000円の事業費でございます。この平成16年度の内容でございますけれども、まずエレベーターを西口、入口の西側に増設をし、同時に不足していた会議室を増設するものでございます。

なお、工期でありますけれども、平成16年度の事業となっております。平成17年3月18日着工、竣工が平成17年10月14日の予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

(「エレベーターの会議室の補修工事の内訳」の声あり)

●議長（稲井議員） 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時55分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。
福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 大変貴重な時間をとらせて大変申しわけございません。
エレベーターの金額ですけれども、おおよそ1,000万円程度の機械となっております。

(発言する者あり)

●議長（稲井議員） 答弁漏れ。

●福祉課長（松見課長） ただいま着工しております工事が10月17日に竣工をし、現行計画で考えている工事につきましては、すべて終了するという形になっております。
以上でございます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 今の答弁で、その後終わるとこの増築改築工事のこれはもうないということですね。今の段階では。
それとですね、エレベーター総工事費で1,000万円、6,700万円のうち1,000万円ということですが、これは外に上物をつくって、それで結局2階まず上がるエレベーターをつくるということでしょう。したから結局こういう金がかかるということでしょう。だけど1,000万円の、結局あれは人数的にはどのぐらいの人数乗るんですか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 申しわけございません。エレベーターは11人乗りでございます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 11人乗りと、それだけのエレベーターが必要なんですか、あそこには。1階から2階へ上がるのに。ということはですね、たしか宮園公住もあれは5階まで上がったとしてもそんな人数ではないですね。だけど1階から2階に上がるのに、最初のたしか前に

出た説明では車いすを結局 2 階に全部持っていったから、車いすで障害者が上がるのに大変だということでもって、車いすを上げるのにあれするんだとなれば、さっき名前を出した秋田歯科さんにもありますね、エレベーター。あれ大体250万円かければできるはずなんです。私も個人的に頼まれましてね、見積もり出したことがあります。民間のうちでもって。大体人が乗って、車いすで乗って、1 階から 2 階くらいまで大体250万円程度でできます。

それから、釧路の医師会病院へ行ってきました。行きましたら、あそこも今改築されて、今までの 1 階が地下になりますね。それから上の方に今度もとの開発の方から回るのが今度 1 階になります。あれには立派なエレベーター。しかし、1 階から 2 階に上がるのに本当にガラス張りの車の滑車が見えまして、簡単に両端あくようなエレベーターがついている。金額は幾らか知りません。そのような簡単なエレベーターもあるんですよ。

だけど何でここで11名乗れるようなですね、6,000万円をかけたようなエレベーターが必要なのかと。これは課長に言ってもね。これは役員会でもって決まったことで、結局町のね、結局それは債務負担行為が来るんですから、町民の借金なんですよ。

今、町長いつも言う、財政が大変だ、厳しいと言っているときに、何か人様の金をあれてやるような感じでもって、そういう11名のエレベーターなんてどうしても必要だったのかというようなことなんですよ。その辺はどうなんですか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 福祉センターにつきましては、平成15年度に大規模改修を進めた際、エレベーターを設置することができなかったわけでありまして、その間非常に利用者に多大なご不便をおかけし、なかなか使用しづらい福祉センターであったということで、福祉センターは中央に 2 階に上がる階段がございます。そのこの階段の利用は非常に負担になる方の利用が多くなってくると。2 階には従来 1 カ所しかなかった関係で今般エレベーター、と同時に階段もつくわけですが、2 カ所設置利用可能になったわけでありまして。

そこで、エレベーターですけれども、現在の社会福祉協議会の利用に当たっては、やはり障害のお持ちの方々の利用もございまして、そういった面では車いす等の利用もあります。

なお、さらに同時にエレベーターを利用するということも当然考えられるわけですので、やはり余裕を持ったエレベーターが適切ではないかなというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 終わりましたよ。あるんですか。

特に、それでは。

●佐齋議員 申しわけないです。

確かに課長が言うのわかるんです。だから、私言うのはですね、例えば11名、それで

つくるときにそれであれば障害者が不便であれば、上に持っていかななくてもせつかく改築するんで、下にそういうのを置いておいて、健常者が2階へ上がるという形でつくった方がよかったんじゃないですか。むだな金をかけて、11人分の1,000万円もするようエレベーターをつける必要があったのかということなんですよ。

それとですね、これあとと言いません。宮園公住のエレベーター、たしか建設課長、いないかな、わかるはずなんですけれども、こんな1,000万円もしていませんよ。宮園の5階建てのエレベーターは。5階まで上がるエレベーターをつけている、1,000万円かかっていませんよ。それがたった2階に上がるのに何で1,000万円も、この倍ぐらいのエレベーターが必要なのかということなんですよ。そういうことです。

- 議長（稲井議員） どなたが答弁するんですか。
福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 今回の改修工事に当たっては、当然町との事前協議のもとに進められてございましたけれども、そういった内容につきましては、最終的には社協理事会の中でご検討されてきたことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
これをもって報告済みといたします。
昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時とします。

午後12時03分休憩

午後1時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第15、報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（福田課長） ただいま上程されました株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についての提案理由及びその内容について説明を申し上げます。
本報告は、株式会社厚岸味覚ターミナルに厚岸町が2分の1以上が出資しております

て、地方自治法第221条第3項に規定する普通公共団体の長の調査等に対象になる法人ということであるため、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

説明する事項は、1、平成16年度営業報告と決算、2、平成17年度営業計画と予算であります。

別に配付しております報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により内容を説明いたします。

この説明書の1ページからは営業報告書であります。第12期、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをお開きください。

最初に総括事項でありますけれども、旅行者の動向につきましては、韓国を中心とする海外旅行者の大幅の増加や沖縄人気、さらには大型台風などの本道襲来など、自然災害等の影響により北海道への旅行会社の総客が激減したとしております。

その影響は当館にも及んだと考えられ、旅行会社が関与する入館者が前年に比べて22.8%減少、一般入館者についても1割以上の減少が推計されるとしております。こうした入館者の大きな減少は当然売り上げにも影響し、前年比9.7%の減少で、2億2,700万円余りとどまって、過去最低の売り上げとなり、その結果、ここ数年わずかながらも利益を出していた収支が平成16年度では一転して500万円を超える損失を抱える結果となったものであります。そんな中でも道の駅人気満足度ランキングでは、前年度から大きくランクを上げて、全道を84施設のうち、第6位の評価を受けるという明るい話題もあったとしております。

今後の営業戦略として、北海道をめぐる旅行者が減り続ける中、町から攻めの戦略への転換が必要だというふうに結んでおります。

次に、総務事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次、4ページであります。4ページは平成16年度月別入館者集計表であります。旅行会社が関与する入館者は平成14年度が7,385人、平成15年度が5,564人、平成16年度では4,297人、平成14年から15年まで24.7%の減、平成15年から16年度では22.8%の減ということで、大幅に減っておりまして、平成16年度では4,297人となったのが特徴的な傾向であります。

一般入館者については、昨年、平成16年4月からこれまで手動により計測をしていた入館者数を玄関に備えつけたセンサーによるカウントに方法を変更したため、推計の域を出ませんけれども、5月や7月などの入り込みが前年より大幅に減少したと見られております。

次に、5ページからは決算報告書についてであります。

事業期間は平成16年4月1日から平成17年3月31日までであります。

6ページをお開きください。

まず貸借対照表についてであります。資産の部では流動資産で売り上げの減少により、棚卸資産が前年度比23.9%と大きく減少し、固定資産では有形固定資産の償却が進んでおり、資産合計では前年度比7.2%の減少になっております。

また、負債におきましては、前年度と比較して大きな増減はありませんけれども、負債合計では前年度比3.7%の減少になっております。

資本の部につきましては、前年度までの利益剰余金が368万4,924円を全額当期純損失に充当し、なお不足する額165万7,153円が生じたため、資本合計では資本金の額を割り込む結果になっております。

7ページをごらんください。

損益計算書ですが、売上高は前年度比9.7%減の2億2,707万3,265円、売り上げ原価は前年度比9.4%減の1億2,229万9,005円、売上高から売り上げ原価を差し引いた売り上げ総利益は1億477万4,260円で、前年度比9.4%減となっております。

一方、経費であります、販売費及び一般管理費は1億1,162万7,493円で、8ページにその内訳をお示ししているところでございます。参照していただきたいと思います。

売り上げの減少をカバーすべく経費の節減に努め、経費では対前年度比4.5%の減額となりましたが、685万3,233円の経常損失となり、法人税等を加えた当期純損失は534万2,077円で、前期繰越利益を充当しても、なお不足する165万7,153円が未処理損失となりました。この損失の処理につきましては、9ページにお示ししておりますが、次期繰越損失として処理されたのであります。

次、10ページですが、10ページは部門別収支計算書であります、営業利益という欄が下から5段目と申しますか、経費合計の下に営業利益という欄がございます。この営業利益で申し上げますと、レストラン部門では324万5,515円で、対前年度比81.2%の減、魚介市場部門では444万4,593円で、対前年度比27.4%の減、喫茶部門では152万170円で、対前年度比56%の増、展示販売部門では155万2,622円で、対前年度比10%の減となっております。

11ページにつきましては、監査報告書であり、説明書を割愛させていただきます。

12ページからは営業活動計画第13期でありまして、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間とする活動計画でございます。

13ページの営業活動計画の概要では、旅行者の動向について、愛知万博に旅行者の吸引力があり、その影響力を大きく受ける厳しい年になると分析しております。そのため来館を待つ守りの営業から攻めへの営業への転換が必要だとして、通信販売の強化と顧客のデータベース化によりリピーターの獲得を目指し、経費の圧縮にも努めるとしております。部門別では展示販売コーナーで購買意欲をそそる陳列の検討と通信売買用の魅力あるセット商品の開発、魚介市場及び炭焼あぶりやでは、地元でとれる山菜などを組み合わせた通信用セット商品の開発、産地が明確な「カキえもん」を活用した販路拡大、営業が好調な喫茶コーナーでは売れ筋のソフトクリームに北海道らしさを加えるとともに、持ち帰りできる商品の開発についても検討をするということにしております。

レストランではメニューの大幅な見直しと手軽に食べられるメニューの追加、カキ以外の地元食材を活用した厚岸町ならではのメニューづくりを検討するなどうたっております。

次、14ページであります、14ページは部門別収支計画書であります、厳しい状況ではあります、売上額を平成16年度実績並みに設定し、経費の圧縮をさらに進めて収支の均衡を図ろうとする内容であります。

以上、経営状況説明書の内容をかいつまんで申し上げました。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

- 議長（稲井議員） 日程第16、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

- 南谷議員 まずもって6月14日、無投票で再選を果たされました若狭町長に対しまして、心よりお祝いを申し上げます。まことにめでとうございます。

さらには本日、7番、中屋議員におかれましては、10年表彰の受賞、そして17番、佐々木議員におかれましては、初議会の出席ということで、おのおの心からお祝いを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

先ほど厚岸町のかじ取り役として、2期目に向けての熱意に満ちた執行方針をお聞きいたしました。また、立起に当たり、この書類でございますけれども、厚岸町のために一生懸命いい仕事をしたい、これをキャッチフレーズに10大政策を発表なさっております。

そこで、私は本定例会に当たりまして、さきに通告書に基づきまして、2期目に向けての若狭町長の町政執行についてお尋ねいたします。

公約では、10大政策を掲げておられますが、5点について次期の4年間でどんな仕事に着手されるのか、具体的に簡潔に本音でお示しをしていただきたいと思います。と存じます。

まず、第1点目でございます。厚岸町の確かな明日をつくります。これで、アとして共通の仕事の広域化の可能性を探られますが、具体的にどのような仕事をどうされますか。

イとして、当面自主自立の行政運営を余儀なく推進されますが、肝心の合併問題はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

2点目でございます。産業の強化に取り組みをされますが、ア、厚岸町の基幹産業である漁業では、具体的に何に着手されるのでしょうか。

イ、商業、観光産業はどうされますか。

ウ、特に気にかかるのは建設、公共事業であります。町長も6月14日、真竜側の演説で公共事業の環境は厳しいものがあり、憂慮すべきことであると申されておりましたが、私も大変な課題が山積みされているなど認識をしておりますが、町長はこの公共事業関係でどのようなお考えをお持ちになれるのか、お尋ねをいたします。

3 点目でございます。最近マスコミをにぎわすニュースに介護保険制度の財政難に起因する制度見直しがあります。国はまさに歳入に見合った福祉の見直しを敢行しようとしています。厚岸町の歳入も全く同様であります。このような状況下でどのように取り組みをなされるのか、お尋ねするものであります。

4 点目、厚岸町は町民から信頼される親切的な役場体制の実現を 1 期目から取り組んでこられました。私も全くこの取り組みについては同感でありますし、役場づくりは人づくりからと考えます。

そこで、まず 1 期 4 年間の成果についてお尋ねいたします。

イとして、今後どう職員の意識の徹底を図るのにどのような方法をとらるのか、お伺いいたします。

さらには今後行政改革で職員を計画的に減らす長期推計を立てておられますが、人員を削減して町民へのサービスはどのようになりますか。削減された人員の分、どうクリアされるのですか。

5 点目、女性が生き生きと活躍のできる社会の実現に向けて取り組まれておりますが、ア、その具体策についてお尋ねいたします。

ロ、町民に対して 4 項目を挙げて取り組みをされますが、肝心の役場の女性職員については、この女性問題についてどのような方法でどう取り組まれますか。私は、町内の中でも多く女性が働いている役場の中からこそその改革が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上の 5 点についてお伺いし、第 1 回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3 番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

2 期目の立起に当たり、公約として掲げた 10 大政策を今後 4 年間で主にどんなことに着手するのか、具体的にお示しいただきたいとのご質問であります。

まず、厚岸町の確かな明日をつくり出すという公約の中で、当面は自主自立の行政運営を進めるとして、共通の仕事の広域化の可能性を探ると記述されているが、具体的にどの仕事をどうされるのかということですが、今後新たな施設を計画し、国の交付金を受けようとする場合、広域処理が前提となるごみ焼却処理事業、財政負担が厳しく運営が困難になっている国民健康保険事業及び老人保健事業並びに介護保険事業について、事業管理経費の効率化を図るため、広域化について検討が必要と考えており、周辺自治体の首長にも積極的に働きかけてまいります。

次に、合併問題はどうかという質問についてですが、北海道は国が 5 月 31 日付で告示した自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針に基づき、平成 18 年度の早い時期までに合併推進構想を策定し、公表するとしています。国の基本的指針によれば、構想対象市町村の組み合わせの条件として、おおむね人口 1 万人未満を目安とする小規模な市町村を挙げており、釧路町を除く隣接町がこれに該当するとともに、本町においても将来的には 1 万人を割り込むことが必至の情勢にあり、将来的に合併は避けて通れない課題と考えております。

産業の強化にかかわるご質問のうち、漁業では資源の増大対策と適正な漁場管理が重要であり、各種漁場の造成を継続するほか、昆布漁場改良事業を初めとする厚岸漁業協同組合の単独事業を支援してまいります。

また、主要魚介類の総合的な衛生管理対策の導入、生産履歴などの追跡調査が可能な手法の導入とブランド化などを主要な課題として、その実現に努めてまいります。さらには水産物供給基地にふさわしい漁港整備につきましても、国に強く働きかけてまいります。

商業、観光の分野においては、引き続き少子高齢社会に対応し、にぎわいと便利さを感じる湖南の中心市街地をイメージし、松葉町通りの歩道や照明を整備するほか、駐車場やトイレなど必要最小限の都市施設整備を行いながら、商店街がみずから行うサービスやシステムの改善、活性化を協働の取り組みとして支援してまいります。

また、購買力の町外流出の流れを食いとめるため、本町が持つ農水産物や地場産品、自然、景観、天然資源、人材、技術など、多様な資源について本町の中で有機的なつながりを持たせて循環を高めることにより、町民に愛され、使われる独自の商品やサービスをつくり出し、新たな需要関係の構築と地域雇用の創設に努力してまいります。

観光の分野においては、厚岸道立自然公園の国定公園昇格運動を強化し、これと連動した施策の展開に努めてまいります。

また、旅行者を大自然に案内する仕組みづくりや抱負な食材を地元で手軽に堪能できる店づくりなどを旅行業者、生産者、飲食業者、宿泊業者、ガイドボランティアなどが有機的に連携することにより、厚岸町らしい体験観光のメニューの開発が検討されなければならないと考えております。

行政としては、関係団体の調整役としてかかわることにより、経済の地域内循環を高め、安定した雇用の創出につなげていきたいと考えております。

建設公共事業については、本町の生活基盤や生産基盤の整備や他の地域と比べてまだまだおくれており、公共事業の導入は必要不可欠であります。厳しい財政状況下ではありますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金などを有効に活用しながら、緊急度や事業効果を見きわめながら実施してまいります。

次に、厳しい財政状況下で、福祉事業はどうなるのかというご質問ですが、厚岸町財政自立シミュレーションでもお示しのとおり、保育所の統廃合、心和園デイサービスセンターの法人化、または民間委託などを検討してまいります。それでも財源が捻出できない場合は利用者の負担増をお願いしながら、サービス水準の低下を極力抑制していく所存であります。

次に、町民から信頼される親切的な役場体制の実現に関するご質問であります。幸い1期目の4年間で町職員の意識は変わりつつあります。親方日の丸的な発想が影を潜め、住民の立場に立って考える風潮や民間の経営感覚を町づくりに取り入れる気風が見られるようになりました。これからは町職員には住民の中に溶け込んで活動する能力や住民の意見や要求を政策としてまとめ上げる調整能力が求められており、そのための訓練や研修を重視する必要があります。また、協働の取り組みを発展させるためには、住民の側にも調整能力のある人材の養成が不可欠と考えております。

次に、行政改革による町職員の計画的な減員により町民サービスはどうなるのかとい

う御心配についてであります、協働の取り組みを発展させ、官と民の役割分担を見直す、つまり今まで役場が行っていた行政サービスの一定部分を個人や地域コミュニティ、あるいはNPOや企業が担うことで、全体のサービス水準を低下させないという手法が考えられます。

既にその取り組みは始まっておりますが、近年の財政状況の悪化の速度を考えますと、これをできるだけ短い期間になし遂げることが必要と考えております。

最後に、女性の活躍できる社会の実現に向けた取り組みについてのご質問ですが、具体的に町の計画づくり、政策、方針決定にかかわる各種審議会、委員会等への女性の積極的な登用を実現させてまいります。

また、仕事と育児の両立が果たせるよう、次世代育成支援行動計画に基づき、乳幼児の一時預かりや一時保育施設の設置を検討するとともに、従来からの児童館、子育て支援センター、通常保育の継続により支援してまいります。

役場女性職員につきましても、仕事と育児の両立が果たせる職場環境の充実が求められますし、男性職員、女性職員を問わず、役付や管理職などの重責を担える人材の養成にも意を注がなければならないと認識をしております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3 番。

●南谷議員 再質問をいたします。

1 点目のまず合併問題についてお尋ねいたします。

昨年の12月だと記憶しておるんですが、13番、菊池議員の質問に答弁をなさっておられたと記憶しておりますが、私も相手があることで、相手を尊重しながら取り組まなければならない合併問題、大変デリケートで困難なことであると認識をしております。

自立の町づくり、そして広域での事業に着手されることは十分理解できますし、そのための努力を惜しまず、取り組んでおられること、取り組んでいかれようとするのは良策と考えます。しっかりと取り組みをしていただきたい。そして、合併問題について、もっともっと町長として前向きな取り組みは必要ではないでしょうか。

合併問題について、十分な調査、研究を重ね、厚岸町としてのプランを私は持つべきだと考えます。厚岸町に隣接の町村は釧路町、標茶町、浜中町があります。さらには弟子屈町も視野に入れた合併についてどのような協議をしたりしていくべきか、場面によっては厚岸町発で呼びかけが必要と考えますが、いかがでしょうか。

国・道の動向を見定めることは大変大事なことでありますが、町長がリーダーシップを発揮され、この合併問題について、厚岸町がどうあるべきかを起点に、積極的に果敢に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2 点目でございます。産業の取り組みの関係でございますが、漁業についてでございます。非常に簡潔に書いてあるんですが、そこでお尋ねいたします。まず漁港づくりでございますが、この第三種、一種の厚岸漁港、これらの厚岸漁港に対します浜の皆さんの思い、例えば漁船漁業であれば、荒天時の静穏区域の確保、これらは長年の悲願でございます。漁船漁業の漁業者にとりましては。こういった問題や、また苦多門静

の皆さんからは門静漁港の早期完成の声が非常に多くあり、皆さん待望しているところでございますが、これらの問題について、町としてこの4年間、どのような取り組みをされるのでしょうか。

また、沿岸漁業者にとりましては従来から潮通しの課題があります。これらの問題もあって、先ほど申しました漁船漁業者の、漁船の荒天時の静穏度の確保がなかなかできないでした。これらの問題についてどのような取り組みをなさっていられるのか、お尋ねいたします。ぜひ浜の声を十分反映させて、浜が利用しやすい漁港づくりを私は目指していきべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらには、厚岸町の漁業で一番多くの組合が携わっておられる大宗漁業の昆布漁業についてですが、先ほど昆布漁場改良事業についてももしっかり取り組みをしていただけるということでございます。今後もしっかり町として取り組んでいきべきと考えます。

さらには今日昆布の販売を取り巻く状況は、中国、さらにはロシアからの半製品の輸入で価格が非常に低迷してきております。これらの問題を打破するには生産者がみずからが組合、または昆布というのは管内5単協で共同値決めをしているから、5単協レベルで、2次加工や3次加工をし、付加価値を高めることが必要な時代背景になってきたのではないのかなと考えますが、この辺の動向について、組合などの動向、町としてどのようにとらえておられるのでしょうか。

また、昆布生産者のHACCP対応についてでございますが、浜ではこの昆布のHACCP対応についても非常に関心度が高まってきております。町としてはこの昆布漁業者、昆布生産についてのHACCP対応をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

次に、国定公園昇格運動でございますが、町長は以前漁業生産活動に影響を及ぼさない、支障を及ぼさないような方法で理解を得ながら取り組んでまいりたいということを強調されておられましたが、実際に生産者の皆さん、漁業者の不安の払拭はどのように取り組んでいられるのか、その手順と方法についてお伺いをいたします。

また、国定公園を推進するに当たり、この4年間で町と役場の動向はどんな取り組みをなされるのか、お尋ねをするものであります。

さらには建設公共事業の取り組みについてお尋ねいたします。

建設公共事業は、厚岸町の産業の一角をなす産業と私は認識をしております。以前にも私は質問をさせていただきましたが、財政難で一番影響を受けていると思っておりますので、再度お尋ねいたしますが、教育関係と上下水道、真小建設事業などを除いた事業費の関係でございますが、平成15年度実績と平成17年の予算を比較するとどのような数字になっておられますか。国・道の事業が縮小されていますし、長期財政推計を見ても厳しいものがあります。本当にこのままでよいのでしょうか。改めてこの事業の取り組み姿勢についてお尋ねをさせていただきます。

4点目でございます。

町民から信頼される役場体制について質問をいたします。

若狭町政誕生以来、町民へのサービスの向上が見られ、自立する町づくりに取り組む姿勢が顕著になっているは私は思います。ここに来て給与の1割カット、人員が削減され、町民へは従来と同様のサービスの提供を求められる。さらには歳入不足によって、

各事業が縮小、経費の削減に努めなければならない。町民からは多くの要望にこたえられないストレス、そして国や道は仕事を町へ移管し、事務のボリュームはますます増大をしてきております。このような状況下で、職員も気力が低下してきていると私は感じますが、いかがでしょうか。

私は一番元気のよいのが町長であります。町長みずから範をなし、声かけやあいさつをきちんとされ、活力のある町づくりに邁進している姿は敬意を表するところでございますけれども、職員全体にまだまだ至っていないと感じます。もっと職員に目を向けるべきではないでしょうか。

職員の先ほど研修制度、これらについての取り組み、それでは具体的にどのような研修をして取り組んでいくのか、また業務の執行体制の連携の強化や町としての将来の方向性を明確にするなど、やはり町長として取り組む課題は多くあると思いますが、いかがでしょうか。

さらには議会での議論をどれだけ職員の皆さんが実際に聞いておられるのでしょうか。議会は少なくとも私は町の声を反映するものであり、職員が仕事をしながらでも聞ける、見られることが可能な職場環境づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、職員を減らして町民へのサービスは本当に先ほどの説明で十分なのでしょうか。私は、町民は不安を感じると思います。先ほどの言われたような事業展開は必要だと思いますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

さらには民営化やそれぞれ視野に入れて取り組まれることも方法かもしれません。この4年間で本当にどの部分をどう行っていくかのビジョンづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。例えばですね、職員が不安に思う心の一つには、建設課で抱えている作業所というんですか、これらの問題も民営化する方が望ましいという考えもあるかと思いますが、そこに勤めている方々にすると、自分の将来はどうなるんだろうと不安に思うと思います。この作業所の関係につきましては、私の判断するところ、町がこれだけ町民の多くの要望を抱えていく部分では、むしろ直轄でそういう事業を展開すべきなのかな。問題は経費の問題だろうと、私のような考えを持つ人もあるかと思います。しかしながら、しっかりと多くの考えを集約されて、ビジョンをつくっていかねければ、職員は右往左往するんじゃないでしょうか。ビジョンづくりに努めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

5点目でございます。

役場女性職員についてお尋ねいたします。

私は、女性課長登用ぐらいの職場環境づくりが必要と考えます。もちろん政策的な登用ではなくて、女性もしっかりと頑張っていただき、実力でその職を全うできる気骨が必要だと考えます。私が感ずるところ、女性課長登用や職場の中において、まだまだ町としての職場環境が整っておらないように感じますが、町長はどのようにとらえ、これからどのような方策をとられるのでしょうか。

以上を質問させていただきまして、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 数多い再質問いただきまして、もしか質問に欠ける点がございましたらばご指摘をいただきたいと思います。

まず、合併問題でございます。ご指摘ございましたとおり、今日の地方分権時代を迎えて、さらにはまた21世紀の将来に向かっての行政のあり方、今日、大分難しい時代に私は差ししかかっていると思っております。それが何といひましても合併問題であります。しかし一方、北海道にありましては、道州制、市町制度の見直し討論があります。すわなち自治体が大きく変わろうという時代であります。

町長といたしましては、そういう将来を見据えての行政の運営をしていかなければならない、当然のことです。厚岸町といたしましても、合併につきましてはご承知のとおり過去におきましては、3町ないしは4町合併研究会を設置いたし、近隣町村と協議を重ねたわけです。しかしながら、合併までは至らない、旧法の中での合併を私は目指しておったわけですが、そういう結果であったわけです。本年度からは新法に基づく合併の課題になっておるわけでもございます。

先ほどもお話をいたしました、既に国の構想対象市町村の組み合わせとして、おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村については、積極的に合併の対象にすると言っても過言でない国の方針が打ち出されたわけです。一方、知事の権限が極めて強くなりました。合併に対して勧告、あっせん、調定ができるようになったわけです。

そこで、平成18年に北海道としても合併のあるべき構想を打ち出すということで、今検討中です。また、我々全道町村会にも北海道からどうあるべきかという申し出がございます。釧路支庁町村会においても、それに基づいていろいろこれから協議を重ねる予定にもなっておりますので、私といたしましても、その中で積極的にご意見を申し上げてまいりたい、そのように考えます。

なおまた、ここで先ほど広域行政の話がございました。私といたしましては、近隣町村が広域合併を進めることが合併につながるのではなかろうかという疑義が持たれるようでは困るわけです。私といたしましては今日の行財政、そしてまた権限移譲の中での自治体のあり方という中で広域行政を推進したいということでありますので、この点は、私は広域行政と合併問題については切り離して、これからいろいろと近隣町村と協議を重ねてまいりたい、かように考えております。

産業につきましては、担当課長から答弁をさせます。

続いて、国定公園の昇格の問題です。私の考えは変わりません。といいますのは、なぜ国定公園化にするかということです。やはり厚岸町のプラスになるからであります。マイナスになるようなことはしません。そのマイナス点は何かといいますと、一部の漁民から出ております規制が強化されるのではなかろうかという心配があるわけです。既に厚岸町といたしましても釧路支庁ともども漁民と2回の協議を持っております。しかしながら、その不安にはまだご理解をいただいております。町長といたしましては、現行のままで公園化すると、何度もこの議場の中でもお話をいたしておりますが、説得力が足りないのかどうか分かりませんが、残念なことにはいまだに解決を見ておらないわけです。

そこで、今年の6月に厚岸道立自然公園国定公園化連絡会というものをつくりました。

これは釧路支庁長が会長であります。3町の首長、並びに関係団体、そしてまた国・道の機関で構成をされておるわけであります。ここの中でも課題について、今規制の問題等お話しいたしましたが、これらを詳細にわたって協議を重ねることに相なっております。

さらにはまた先般釧路支庁と漁業協同組合、厚岸町が漁業を取り巻く課題について協議をさせていただきました。その中でもこの国定公園に伴う規制の強化についても疑問点が漁組から出まして、支庁といたしましても早速これらの対応については進めてまいりたいという前向きのお話をいただいておりますところでもございます。

さらにはまた公共事業のことでありますが、数字をとということでもありますので、これは担当課長から答弁をさせます。

また、職場体制の確立であります。

おかげさまで若狭町政が町民から高く評価をされているとするならば、町長が立派であるからではないのであります。やはり若狭町政に対する理解をもって町職員が一生懸命私を支え、協力していただいた結果が4年間であったな、町民からの評価であったな、そのように町職員については、平素の公僕としての全体の奉仕者としての働きには高く私は評価をすると同時に感謝をいたしておるところであります。

しかしながら、まだまだ町職員の意識改革を進めていかなければならない点があるわけでもありますので、私といたしましては、これからも町政改革には積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えておりますし、また職員自体も先ほどの答弁でもお話しいたしましたが、意識改革ができておる。また私自体考えておりますのは、協働の町づくりということで、町民自体も意識改革をしていかなければならない。その前提は何といましても町職員の意識改革であります。役場の職員が我々のために一生懸命頑張ってくれている、厚岸町のためによく働くというような評価があって初めて町民の意識改革に結びつくわけであります。私といたしましては、協働の町づくりを強力に推進する中で、このような町職員の改革を進めることが当然である、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、女子職員でございます。女子職員の、厚岸町の一般職員の合計、全体で308人おります。そのうち女性は41.88%、129人が女子職員であるわけであります。女子職員の公務に占める割合は大変大きくなっておるわけでございます。女子職員の能力の発揮は、町民サービスの向上に大きな力になるものと考えております。したがって、女性職員の能力が発揮できる職場環境をつくっていくことが大切であることは当然であり、男子職員同様、女子職員も職務遂行能力に応じて、昇進を行っていくことがこれは考えていかなければならない、そのように考えておりますので、先ほどの質問については、私も同様の考えでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、漁業関係のご質問にお答えしたいというふうに思います。

漁業関連では南谷議員の方からは漁港づくり、それから昆布の消費流通、それから昆

布のHACCP対応という、地域HACCP対応ということで一応3点だと思います。

まず、漁港づくりの関係でありますけれども、厚岸漁港、とりわけ静穏度が問題になっているということで、それと門静漁港、さらには利用しやすい漁港ということで、どういうふうに取り組むのかというお話でございます。

漁港につきましては、現在国、北海道開発局が昨年の6月に北海道マリーンビジョン21というのを策定したわけであります。このマリーンビジョン21というのは、北海道の水産業と漁港漁村の21世紀の将来像を踏まえた長期的構想という位置づけがされてございます。それで今度開発局ではそれを地方版といいますか、地域のマリーンビジョンとして漁港を持つところはそれを取り組みなさいと。構想をつくって国に応募しなさいということになりました。

モデル地区に対してはメリットといいますか、そういったものが3つほどございまして、技術的な助言と必要な情報提供を行うことと、それから必要な調査支援を行いますよと。それから3点目が当該のマリーンビジョンにかかわる第三種、第四種、そういった漁港を持つところの水産基盤整備を重点的に推進しますよというメリットがございします。

なぜこういうことになったのかということでもありますけれども、国も御多分に漏れず財政難ということで、港湾を所管します開発局も例外ではございません。これもあれもという時代から、これかあれかということで、水産を核とした将来構想のないところに国費の投入はしないという方針となったわけであります。必然的に厚岸町といたしましても構想をつくって、そして水産を主体とした将来の地域づくりを積極的に行うべく、構想づくりを始めたということでもありますので、構想づくりは最初漁業者からのいろんな形で意見を聞くことから始まりまして、昨年の12月にこの構想の策定委員会というものを持ち上げて、さらには地区協議会といいまして、この策定委員会の上部組織というふうに位置づけて、その2つの委員会を立ち上げてございます。

この構想づくりについては、既にもう策定委員会については3回開催をしまして、7月の来月の末をめどにこの策定委員会を終えて、国の方に指定に向けて申請を出すという順序になってございます。

構想の中身なんですけれども、単に漁港ありきということではなくて、例えば水産業の振興の課題、それから地域活性化の課題、そして漁業基盤の課題と、そういった課題をまず見出しまして、その現状と課題を提起いたしまして、厚岸町が今後水産を通してどう発展をしていくのかと、そういうことでその発展にいかにして結びつけていくかと。そして結果としてこの漁港整備がそれについてくると、そういった構想の考え方で、現在策定中でございます。それらの構想の中身が国に認められますと、こういった議員ご質問の厚岸漁港の静穏度の対策、さらには門静漁港と、そういったものが前に進んでくるとはならないかというふうに考えてございます。

それから、2点目の昆布の消費流通の関係でありますけれども、釧路管内の昆布の産地で釧路昆布普及協議会という組織がございまして、これは釧路の漁連が事務局を持っているということであります。これまでの取り組みについては、全国的な展開として、例えば北陸、それから関西、東海、これらの地区に昆布の取り扱い商社との懇談、あるいは道内では札幌市、それから本州では首都圏の東京を中心とした首都圏に普及宣伝活

動を行っている。これについては漁連、あるいは各単協、各組合から担当者が出向きまして、それらの宣伝活動を現在行っているという内容でございます。

それから、3点目の昆布のHACCP対応の関係でありますけれども、これも漁連を中心に昆布製品の品質の向上を目指して、今現在取り組みを行っているところであります。クレームのない商品提供ということを目指しまして、これについてはメーカーの要望がございまして、乾物とはいえ昆布についても安全、安心を消費者に提供すると、そういった義務がございまして。

この安全、安心という、こういうものにつながりますと価格が向上いたしますし、さらには消費拡大につながってくるわけでありまして、この昆布の製品の中に例えば雑海藻が入っていたと。さらには釣り針が入っていた、それから時たま鳥の羽とかも入っていた例があると。そういったことで、これらについては昆布干場に落ちているということでありまして。それが製品にまざってしまったと。さらには選葉する昆布倉庫についても髪の毛とかそういったものが入っているという、そういう指摘がございました。それで、昆布の検査協会としても、棹前昆布と、それから夏昆布の前に研修会、講習会を開いたり、あるいは漁連でも品質向上の講習会を開催をしております。

組合としても、昆布倉庫の中で作業する場合の帽子を1漁家当たり2個までという限定で配布をしたりして、そういったHACCP対応に少しずつでも取り組んでいるという内容でございます。

私の方からは以上です。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 私の方から建設公共事業関係で、平成15年度の実績と平成17年度の予算に対して数字でという形でご質問ありましたので、お答えさせていただきます。

平成15年度の、特に土木工事関係等建築工事関係、合わせて平成15年度実績では50件の5億8,770万6,000円がございまして、それに対し平成17年度の予算措置はといいますと、土木工事、建築課合わせまして20件で、3億1,613万5,000円ですか。したがって、対比しますとおおむね30件、金額にして2億7,152万1,000円、平成15年対比でいきますと、46.2%ぐらいの落ち込みという数字になってきます。

特に建築工事関係でいきますと、公営住宅の工事がなくなったという、大きなそういうものもございまして。全体的には公共事業の住民要望にとって、道路整備というのは自分の地先のことで、随分ございまして。その中で有利な補助事業の展開という形の中で今までも取り組んできておりますが、先ほど質問者も言われたとおり、国の方は国庫補助金を交付金化したり、さらには北海道も含めて従来行っていた代行事業も含めて新規着手はしないというような形の考え方の中で、非常に道の厳しい財政事情を背景に、なかなか有効な事業展開が難しくなっている。

そういう中では先ほど町長が答弁いたしましたように、特定防衛施設局の周辺調整交付金事業を有効に活用したり、さらには第8条の民生安定の事業の取り組みをしていったりと、そういう形の中で住民要望にこたえるように努力していきたい。非常に数字的にはかなりの落ち込みがございまして。ただ、内容によっては大型工事がだんだんとなく

なっているという部分もございます。有利を補助事業が展開できないという形で落ち込んできている状況になっています。小さなある程度工事の中では、住民要望を十分認識しながら、その中で緊要度のあるものから、とり進めていっているのか実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 補足的に説明させていただきます。

ただいま建設課長の方から、主に土木建築の建設工事について答弁がありましたが、一般会計ベースでご説明させていただきたいと思います。

平成15年度の決算額で申しますと、いわゆる投資的事業につきましては、17億9,500万円程度であります。平成17年度当初予算では、いわゆる投資的経費13億3,300万円の予算計上となっております。減額としては4億6,200万円の減でございます、率にしまして25.7%の減というふうになっております。

質問の内容が、事前に私資料等をつくっておきませんでしたので、平成15年度の決算と平成17年度の当初予算ベースでのお話でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方からは、職員の体制の関係について、補足の関係で説明させていただきたいと思います。

南谷議員の2回目の質問の中で、提案的な形といたしまして、まず1点目、職員全体にこの議会の様子、こういったものを知らせておくことがどうなんだというような提案をいただいたところでございます。

ご案内のとおりこの議会の状況につきましては、議場にあるテレビカメラを通じたモニターによって町民ホールのテレビで放映しているということは、ご案内のとおりでございますけれども、実はこのモニター関係、町民ホール以外にも事務所等々にありますテレビ等々においてもモニターできると、こういう形になってございます。

特に、それぞれ所管する部分、例えばここでの一般質問の所管部分、こういったものについては、やはり所管する担当部門においては、そのやりとりを聞き取っているというようなことも現実的にございますし、こうしたやりとりの中ではこの議場の控え室の方に職員が待機している。こういうような形をとらせていただいているところでございまして、そういった中で所管する部分については、特に担当の方では把握するように努めているということがまず1点目でございます。

それと、会期中の部分すべての職員がモニターするという形になりますと、やはりいろいろな業務の遂行、こういったようなこともございまして、現実的には非常に難しいというふうにとられてございます。所管する部分について把握に当たるということは当然でございますけれども、そういった中でこの議会の論議された部分につきましては、当然それぞれここにおります所管の課長等々を通じまして、こうした話があった、どう対応していくかという部分については、それぞれの所管課において対応策を議

会後に検討していくということがやられていることでございまして、そういった中で進めさせていただきたいというふうに思います。

おっしゃるとおり、これからの少ない職員の中でやはり業務を進めていくと、大事なことは政策課題をいかに共有できるか、そうした中で対応できるかということにかかってくるのかなというふうに思っておりますので、職員全体がそういう政策課題、情報を共有しながら、新しいアイデアを持って取り組んでいけるような体制づくり、こういったものについては、さらに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 3 番。

●南谷議員 再々質問をいたします。

まず、2 点目の漁業についてでございます。

長期ビジョンに立って漁港づくりを進めていきたいというご答弁だったんですけれども、私もう少し突っ込んだご質問させていただいたんですよ。荒天時の漁船漁業者の悩みである係船場所の確保のための漁港がどうなっていくのか、それから潮通しの問題、確かに長期ビジョンの中でどのような取り組み、そして浜の人たちの思いというんですか、この辺について方向性に触れて答弁としていただいているので、この辺の考え方、この4年間でどうなっていくんだろうというものを明確にお答えをいただきたいなと感じます。

それから、2 つ目の昆布の付加価値の問題でございます。確かに課長の言われるとおり、従来までは消流宣伝事業で、私の申しているのはそこまでは認識しております。しかしながら、こういう時代背景ですから、組合として今後2 次加工、とるだけではなくて、厚岸町として、既に民間ではやられているんですけれども、生産者や組合、漁連を通すかどうかは別にして、組合としての考え方、将来方向、どうなっていくんだろうかと。私個人としては、こういう問題にも足を踏み出すべきではないのかなと、このようなとらえ方をしているんですけれども、もしこのような時代ですから、町としても、こういう問題について政策的に取り組んでいってはどうなのかなという提言をさせていただきました。

それから、H A C C P 対応でございますけれども、H A C C P といいますとハードとソフトの部分がございます。確かに帽子を配っていく、いろんな浜の皆さん、直接今までと違って、消費者に訴えていく時代ではなかろうかなと。そういう時代にあって、町として当然組合が主たる指導体制を強化していくわけでございますけれども、組合とともども町として浜の昆布大宗漁業であるこのH A C C P 問題について、私はソフトの面、どのような取り組みをしていけばいいのか、これらについての踏み込んだ取り組みがこれから必要な時代にはなっているのではないかなと考えますので、この辺の取り組みについてどうとらえているのか、再度お尋ねするものでございます。

次に、建設公共事業についてでございます。

先ほど建設課長の方からはお聞きしますと、平成15年と17年の予算と比較すると、件数でマイナスの30件くらい、金額はたしか平成15年度は5 億8,000万円くらいだったと思

うんですけれども、今の説明ですと、これと対比して金額で2億7,152万1,000円の減、比率で46.2%の削減率となっている。46%、大変な数字でございます。実際この業界に携わっている皆さん、さらには沿岸の皆さんが働きに行っている方々の事業もそれだけ減ってきている。それだけではないんですよ。実際に厚岸町の道路の舗装工事やそれぞれ復旧工事を待ち望んでいる皆さん、これだけの46%落ち込んだ事業費、長期推計の中でもなかなか明るいものが見えない。この辺の問題について、町としてしっかりと私は取り組んでいかなければならない問題ではないのかな、かように考える次第でございます。ですから、この4年間で何ができるのか、どうされるのか、しっかりとご答弁をしていただきたいと思います。

建設課長、本当に答弁が上手で、私は前にも質問させていただいたんですが、立て板に水を流すようで、いつも財源難で善処してまいりますというご答弁でございますけれども、再々質問で改めてこの問題にしっかりとどう取り組んでいくのか、お尋ねをさせていただきますと存じます。

3点目でございますけれども、総務課長さんの方からご答弁をいただきました。この議会でのモニタリングというんですが、当然課長の言われるように業務の遂行上、全員がこの議会の傍聴なり、テレビのモニターで見るということは大変難しいと思っております。ですけれども、まさに課長、今答弁されておったんですけれども、所轄の課の皆さんはその問題について、しっかりと待機をされたり取り組んでおられる。裏返しますと、他の課の影響のない課の皆さんは業務の中で業務に専念しているということを感じているんですよ。全体で共有して取り組んでいかなければならない、まさにそのとおりだと思うんですよ。でもこういう取り組んでいくという物のとらえ方からすると、やはり業務を停止してまで議会の傍聴なり、そういうことは不可能かもしれません。ですけれども、少なくとも時間に余裕のある方、それからそういう姿勢というものを総務として指導体制をとっていくべきではないかと私は考えるものでございます。

さらには、多くの高校生や一般の町民が非常に情報館を重宝して利用されております。以前にもあったそうでございますけれども、この議会のモニタリングはなかなかできない。この辺の関係についても、やはりせつかくの議会、貴重な皆さんのご意見、町民を代表されている皆さんのご意見をしっかりと職員の皆さんもそうですけれども、町全体に知らしめて理解をいただくべきだと思いますし、こういう時代だからこそ、そういうものにもついて、何も新品なものを取りつけなければならないということも僕は申しているんでないんですよ。それぞれ知恵を絞って安い料金でできるものであれば、そういうことも含めて、前向きに取り組んでいくべきだと思います。

以上をもちまして、再々質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から議会のモニタリングの関係をまず大事なことであります。一課長の問題ではありません。若狭町政の問題でもあるということで、私からお答えさせていただきます。

確かに情報公開、情報開示の問題、しかも時代は速いわけであります。本日の議場に

について、議会の論議について、町職員にすべて把握をされるということは、これも大事なことです。しかし、よく考えていただきたいと思います。今も町職員は仕事をやっているんであります。机に向かっているのであります。場合によっては現場に行っているのであります。技術力を発揮しているのであります。ですから、議会だけの課題については、ここで十分に論議をし、そしてまた議会が終わった後、管理職会議というものを行っております。そこで改めて今議会で論議されたものをいろいろと精査して、そして直ちに担当の課長がその担当職員に周知を図ることにいたしております。

ですから、そういう点は大事なことなんですが、ほかの仕事がある。現実には机に向かっているなければ、テレビばかりを見ている人は、ただでさえ町民からすれば、休憩時間にたばこを吸うと遊んでいる。また場合によっては資料をとるために新聞を見ていると、新聞を見ている、何だというご批判も一部にあるんであります。ですから、そこはひとつ考えていただきたい。そういう点で工夫はいたしますが、そういう実態にあるということをご理解いただきたいと思いますので、私から答弁とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは漁業関係でご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目に漁港の関係でありますけれども、この地区マリーナビジョン、厚岸版のマリーナビジョン、今取り組んでいるところでありますけれども、昨年の秋から取り組んでまいりまして、地域の方、あるいは漁業者の方、いろんな方からご意見を伺っているところであります。

それで、大体要望等まとめましたので、策定委員会を立ち上げたわけでありまして、要は厚岸漁港として何が不足しているのかと、さらにはもっと利用のしやすいような漁港にするにはどうしたらいいかと、そういったことから、ご意見をお聞きしました。

局ではですね、余り漁港が前面に出るということではなくて、あくまでも漁港というのは構想に対してついてくるといような形にしたいということなものですから、漁港ありきという、あくまでもそういった構造にならないようにということでしたので、1回目の答弁としてはそのような答弁をさせていただいたところであります。

ざっといいますと、外来船を仮に誘致するとすれば、漁港をどのような漁港にすればいいのかということでありまして。これまでのところで静穏度の関係で、例えば強い西風が吹いた場合、非常に漁港を利用しづらいといった声のございましたので、それには一体、厚岸漁港をどのような形にすれば外来船が安心して船をとめることができるのかと、そういったことで、まずその要望を聞いて、その次に、次のステップとして課題が出てくると。その課題の克服のためにはどうするのかということについては、国からの支援といいますか、国からの協力が、お力をぜひともおかりをしたいと、そういった形に持っていく。それがいわゆるマリーナビジョンということで、結局外来船を誘致していくことによって、たくさんの船が来るようになる。そうすると町の活性化の一つにつながると。そういった構想をつくるということで、あくまでも厚岸漁港の静穏度対策、さらには門静漁港といった門静地区の長い間の懸案事項と、この要望もこれらのマリーナビ

ジョンができるというふうな構想を国に要望して、これが認められると、こういった前提のもとに前に進んでいけるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の消流の関係でございます。議員おっしゃるとおり、WTOの動向、さらにはIQ制度の堅持、非常に注目してございます。さらには中国昆布の半製品の関係、これら漁民の動向非常に気になってございます。厚岸町の大宗の漁業でございますので、漁業者の考え方も聞きながら、組合とも意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の昆布HACCPの関係でございますけれども、将来的には現在進めてございます地域HACCPの、地域HACCP、今現在サンマに限定してマニュアルづくりの準備を進めている状況でございますけれども、将来的にはカキ、さらには昆布と、そういったものも含めて、クレームのない商品の提供ということを考えて、こちら辺についても進めてみたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 建設公共工事関係での、特に今後4年間に向けての取り組みの姿勢という形でございますけれども、基本的には町長答弁したように、町の今厳しい財政事情下の中においては、やはり有効な手法という形でいいますと、特定防衛施設局の調整交付金というような95%充当という形なり、より事業展開というのをしやすい。しかし、これも道路構造例に合わなければだめだという制約がございますけれども、比較的何でも取り組みやすい。これは他の事業でも言えることなので、その中では全体の財政厳しい中での予算の張りつけを緊要度に応じながら進めていく形の取り組みになろうかと思えます。

しかし、それ以外の方法としては、民生安定事業、これ防衛施設局なんです、8条でやるとか、これについては今年度町単独で一応事前調査費を持ちました。それで来年以降はそれらを何とか事業採択に向けて、国のお金でさらにその線で事業展開していくことによって、比較的これについてはかなり大きな事業費も投下可能じゃないのかなというふうに考えております。

それから、今年度の中で既に入札、これは終わっていますけれども、床潭末広間道路の代行事業をやって、今年度町の方で舗装工事をする。これも1期工事の2キロを終わって、残り2キロはということでございますけれども、これについても北海道としては今は新しく代行事業で新規は着手しないという形で方向を示されていますけれども、もともとは道道から町道に移管されたという経過も踏まえて、町としては今も開発予算要望という形で、北海道の重点要望という形の中で、何とかその辺、当然町が認可を受けて、道が代行する形でなりますけれども、町が単独で交付金事業でやれるような事業費の投下で済まないような形の中から、その辺についても北海道に、是非、採択要求に向けて、今後も努力していくという形で考えてございます。

したがって、最初の町長の答弁どおり厳しい財政状況下の中で、やはり緊要度を把握しながら、いろんな住民要望にこたえていきたいというふうに考えておりますので、

ご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 以上で南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番。

- 佐藤議員 平成17年の第2回定例会に当たりまして、さきに書面にてご通告の質問事項、並びにその要旨に従い、一般質問をさせていただきたいと存じております。

私からの質問に先立ち、無投票で2期目の当選を果たされました若狭町長には、この場をおかりし、改めて当選のお祝いを申し上げたいと存じます。また、町政運営厳しき時代に果敢に挑戦する姿勢につきましても、敬意を表したいと存じます。

さらには、同時に行われました議員の補欠選挙において当選されました佐々木議員につきましてもお祝いを申し上げる次第でございます。

さて、質問の本題であります、私は今回後発医薬品について何点か質問させていただきたいと存じます。

この問題につきましては、過去にも同僚議員からも同様の質問があったように記憶いたしておりますが、その後の国の医療制度改革や医療のあり方が議論されており、古くて新しいテーマであるとの観点から、取り上げたところでございます。

既にご承知のとおり病院で処方される医療用医薬品は2種類ありますが、1つは新しく開発され、発売使用される新薬であり、先発の医薬品であります。もう一つは新薬の承認発売後、再審査期間や一定の特許の有効期間が過ぎてから新薬と同じ有効成分含量、投与経路、効能、あるいは効果等を備え、製造販売されるジェネリック医薬品、すなわち一般的に言われる後発の医薬品でございます。

医薬品の開発や医療は目まぐるしい進歩であり、本格的な高齢化社会を迎えつつある今日、増大する医療費が大きな問題であり、医療費の自己負担も家庭を圧迫しております。新薬と後発品をバランスよく用いることにより、高騰する患者の皆様の医療費の自己負担を和らげることが可能と考えることから、町立病院での後発医薬品の利用についてお伺いをいたしたいと思っております。

最初に、後発品についての認識であります、もちろん後発品についても問題点がないわけではありませんが、町立病院の開設者として、町長は後発品に対し、どのような認識をお持ちなのか、初めにお伺いをするものであります。

次に、厚生労働省でも国公立病院に対し、新薬に比べ割安な後発品の使用を推奨する等の施策を打ち出しておりますが、後発品の市場シェアは12%であり、欧米の4分の1程度となっております。町立病院で費用する全医薬品のうち後発品の割合はどの程度か、あわせてお聞かせをいただきたいのであります。

そのことを踏まえ、後発品の今後の使用についてお伺いをいたします。

先ほども申し上げたとおり、厚生労働省は後発品の使用を推奨する施策を打ち出していると申し上げましたが、具体的に町立病院にも使用についての指導等があるのか、お伺いをいたします。

さらには、その上で今後厚岸町は新薬と後発品の併用をどのように進めていくのか、

あわせてこの機会に伺うものであります。

最後になりますが、医薬品については新薬、後発を問わず、安心、安全であることはもちろんであり、当然のことです。また、使用効果や有効性が十分確立されていなければならないことも当然でございます。そのことが確認できる後発品であるとするれば、薬価が新薬の70%以下であることから、患者自身の自己負担を軽減することはもちろん、国保会計を抱える厚岸町にとっても医療費全体の節減となることから、後発品の使用割合を一定程度高めるべきと考えますが、このことにつきましても町長のお考えをお伺いし、最初の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町立病院での後発医薬品の利用についてのうち、後発医薬品に対する認識についてのご質問であります。医療用医薬品は最初に日本で新薬として発売されたものを先発医薬品、新薬の特許期間が経過した後に発売された薬を後発医薬品と呼んでいます。

後発医薬品は、新薬開発における臨床での使用経験に基づいた有効性や安全性などのデータと、その成分や製法などが公開され開発製造されています。一般に新薬の開発が十数年の歳月が必要とされているのに対し、後発医薬品は三、四年といわれ、開発コストが低く抑えられ、新薬の薬価の約15%から70%の低価格となっているところです。

また、製品としての製造には最近では品質の安全性や有効性などの試験体制等も進み、同じ成分、同じ効き目の医薬品と言われるようになりましたが、過去においては後発医薬品の製造は中小、あるいは零細メーカーでつくられていたこともあって、品質の問題が指摘されてきた事実もありました。

次に、町立病院での使用医薬品中、後発医薬品の割合とこの数年の推移についてのご質問であります。町立病院で現在保有している医薬品は約1,000品目で、後発医薬品は約33%の330品目が発売されています。このうち町立病院で使用している後発医薬品は70品目で、使用率は7%となっております。また、過去5年間の推移では、平成11年及び12年が4%、平成13年度から15年が5%となっており、わずかではありますが、使用の割合がやや増加している傾向となっております。

次に、後発医薬品の今後の使用についての国の後発医薬品に対する考え方と使用についての指導についてのご質問であります。医療費の増大や患者負担の増加に伴う薬価制度の改革で、先発医薬品と後発医薬品の薬価算定ルールの見直しや後発医薬品の信頼性の一層の向上、医療機関、患者双方にコスト意識が働く仕組み及び医療機関、患者双方への薬剤の情報提供の体制構築など、使用の増加と負担の軽減を模索するさまざまな提言が国になされる中で、国も後発医薬品の使用の促進を掲げているところであります。

また、厚岸町は新薬と後発品の栄養をどのように進めていくのかとのご質問ですが、院内に薬事検討委員会が設置されており、毎月1回医師、薬剤師、看護師、事務などの代表が国から通知される薬品に関する諸情報の周知と確認、使用する薬品の選定、使用可能な後発医薬品の抽出と使用に当たっての問題点の協議、さらに不要な在庫を抱

えていない工夫など、慎重な検討を重ねています。

私は、町立病院の使命である町民の命と健康を守る上で、最も重要なことの一つに、病気に対して安全で高い効果があり、長い臨床成績から実証が証明されている薬品の選定を行うことと、使用時の副作用の防止に最善を尽くすことであると考えております。その上で、より患者の負担の軽減につながるように、後発医薬品の中でも実績のある薬品を中心に効果的に用いることで、医療費における自己負担の軽減もあわせた使用の検討と選定を行うことが必要と考えております。

最後に、医療制度改革の名のもと、患者の自己負担がふえており、負担の軽減を図る上からも、後発品の使用割合を一定程度高めるべきとのご質問であります。日本における後発医薬品の使用実態は欧米と比べて非常に少ないと言われております。一般的に医療用医薬品のうち、後発医薬品のシェアは数量ベースで16%程度と言われておりますが、町立病院では現在のところ7%程度となっております。どの程度の使用が適切かどうかは別にしましても、さきにも申し上げました使用に当たっては、医師を中心として院内での十分な協議、検討を重ねながら、町民や患者の命と健康を守る立場で、安全を最優先した中でも使用に当たっての効果を十分検討し、医療を受けられる患者の理解を得られるような後発医薬品の使用に心がけたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 6 番。

●佐藤議員 急速な少子高齢化社会という時代にあって、大きな課題の一つは、介護を含めて医療と年金の問題ではないのかなというふうに思っております。特に医療に関していけば、この高齢化社会の中で増大する医療費、厚岸町ばかりではもちろんありません。日本全国であります。この増大する医療費に対応する、あるいは考えていくということは、一つ大きな問題ではないのかなという観点から、質問させていただいたところがあります。

特に、最初の負担の部分につきましては、例えばサラリーマンの自己負担、かつて勤めていたときには本人の負担は1割でございました。それが、その時代がしばらく続きまして、近年になりまして1割から2割、今度2割から本人も3割と、家族と同様の負担率になっております。率といきますと3倍ということになるんであります。厚岸町においても国保会計を抱えていると。そんな中で先般2カ年にわたって国保税の改定をされました。

そんな中で家計費、それぞれの家計支出における医療費の負担というものは相当の負担になっているということは事実であります。改定の内容が、所得割の部分がふえればいいんですが、均等割というか、収入がふえない、あるいは減っても均等割の部分だけが、収入がふえる、歳入がふえる、国保税がふえるという改定の中身でありますから、まさしく収入の実態と合わない改定がなされております。それも国保会計を抱えておりますから、その制度を維持していくということになれば、ある程度はやむを得ないのかなという気もいたしますが、それらのことも考え合わせて医療費というものも考えていかなければならないのではないのかなというふうに思っております。

例えば私も実は血圧の薬をいただいて飲んでいますが、新薬と後発品はどの程度違うんだろうと。循環器系の疾患で一生懸命どこに書いてあるのかなと思って、本を探して調べてみました。そこで循環器系の疾患で投薬を受けると、1カ月ですから、28日分ぐらい出るんでしょうか。そこで、これは高脂血症、多少当てはまるわけですが、この28日投薬の処方を受けるということで、計算をしますと、現行の医療制度の中では、新薬だといわゆる薬代、薬剤料というのは1万2,320円かかるんだそうであり、これを3割自己負担で計算しますと、本人の負担が厚岸調剤薬局かわかりませんが、いただいた薬局では3,696円の本人負担を払って薬を交換するということになるんだそうであります。

これを同程度の後発品で処方されますと、薬剤料は5,880円、これが3割の自己負担だと本人負担は1,764円となり、当然差し引きしますと、新薬に比べて2,000円ほど安くなる。半分以下で本人負担が済むと。当然その7割の負担は国保で負担をするわけであり、ですから、当然国保会計にも、いい影響といいますか、そういう影響が出てくるというようなことであります。先ほども町長の答弁にもありましたが、人間の体の中に飲み込むわけですから、安心、安全なものでなければ、むやみに使うことはできないということは当然でありますし、私もそう思います。

また、患者負担という医療費の面からばかりでなく、年々厚岸町でもふえ続ける医療費を現行の保険制度を変えることなく、例えば料金の改定ということは、あるかもしれませんが、改定制度そのものをいじらないで、維持し続けるということは大変なことではないのかなと。ささやかな頭で考えるんですけれども、大変ではないかなと。小手先の値上げだけでは本当にこの制度が未来永劫維持していけるのかどうか、そんなふうにも考えております。あるいは聞くところによりますと、ふえ続ける医療費を何とか国としても抑えたいと、そんなようなことで、医療費の包括化による定額制の移行なんていう記事もちろほらと見えるようになってまいりました。

どうでしょう、そうするとやはり病院を運営する側としては、例えば頭が決められてしまうということになれば、当然コストの安い後発品を使用するというか、扱わざるを得ない状況にもある程度なってくるのではないだろうか、そんなようなことも実は考えたところであります。

それでも先ほども町長の答弁にありましたが、一般的には品質だとか、いろんなことで後発品は問題があるんだという意見もないわけでもないであります。特許をその期間が過ぎますと、そろそろ薬が出てくるので、ゾロ医薬品とか何とかというそういう名前もあるようではありますが、あるいはまた無計画に新薬と後発品を併発すると、過剰な在庫を抱えてしまうというような問題も場合によってはあるのではないかと、なってしまうということで、これも問題でありますから、それらを無計画に単に採用していく、併用していくということも、これも考えていかなければならないというふうにも思っておりますが、しかし、このような昨今の状況を総合的に考えれば、やはりその使用を促進する、あるいは使うという方向になることは間違いないのではないのかなというふうに考えております。

そこで、2回目の答弁をいただく前に、管内の市立病院を初めとして、あとほかにも町立病院がありますけれども、その状況をちょっと調べた回答がありますので、参考

までにお話し申し上げたいと思いますが、1つは標茶町の町立病院であります、現在使用する標茶町の町立病院での薬品は約826種類、後発品の割合は11.9%だということがあります。

それから、後発医薬品に対する使用の考え方としては、後発医薬品でも安定供給されるものや、品質など安心、安全なものは可能な限り積極的に使用するというのが標茶町立病院の考え方になっております。

それから、町立別海病院であります。これちょっとよく数字がわからないんですけれども、割合としては後発医薬品の使用の割合は7.32%、それから使用する後発医薬品の割合は過去数年どうでしたかと、年度ごとに使用割合はふえてきました。それから、後発医薬品に対する考え方につきましては、先ほどの標茶町同様、安全、安心なもの、あるいは安定供給されるものは使用したいというような回答でございました。

それから、簡単に申し上げます。標津町の国民健康保険標津病院、割合が7.0%、それから後発品に関する考え方は先ほどと同様であります。ただ、ここに注意書き、意見がありまして、標津町につきましては、後発医薬品に関しては製造メーカーによる品質のばらつきや副作用情報などの薬剤管理体制が整っていないメーカーも見受けられ、単純に価格のみで使用する事が直接患者様の利益につながらない場合もあり、個々の製品に対する見きわめが必要だという注意書きがついております。

それから、最後に市立の釧路総合病院、これは1,910種類の医薬品のうち、現在は5.13%であるそうであります。しかし、釧路市につきましても、今後は安定供給される品質など安全なものは使用したいというような答えでありましたし、さきの市議会の予算特別委員会でも質問の議員に対して、市長はそうのように答えているというようなことでございます。

管内の状況は、一応私が聞いたところでは、そういう内容でございますので、参考までに申し上げておきました。

この状況をお聞きいたしまして、感想、あるいは再度取り組む姿勢についてお答えをいただければ大変ありがたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今、佐藤議員からご質問を受けましたけれども、この案件につきましては、3月の定例会で議論があったところであります。今、管内の状況を含めて、議員の方から調査の結果がありましたけれども、私どももこの調査の内容について、同じような情報を持っております。

それと標茶町の11.9%というのは、これは使用しているという数字じゃなくて、持っている数というふうに私ども押さえておりました。ですから、大体この11.9%が使われているという状況ではないというふうにですね、在庫として持っているというんですか、使うものとして持っているという状況だというふうに私ども押さえております。

それで、私4月に拝命いたしまして、まず後発医薬品の関係について、4月5月と整理をさせていただきました。そういう中で7%現在使っているという状況であります。それで、実は6月13日、この町長の答弁の中にもありましたけれども、薬事委員会を開

きました。この中へこれは病院の方針として、こういうものはまだ国からのきちんとした指針というのは出ておりません。そういう中で病院の方針であります。そういうことで、薬事委員会でこのことをいわゆるかけさせていただきました。その前に医局会がございましたけれども、これ6月13日でございます。

そういう中で、信頼できる後発医薬品に関し、今後の品目をふやしていく方向で取り組むということで、病院の方針として立てます。そういう中では、今後の中でこれは先ほど申し上げましたとおり、後発医薬品の販売会社というのは実は354社あります。このメーカーすべてが関係者、医師含めて薬剤師がいる等、すべて安心、安全のメーカーということが言えるかどうかということは、いろいろ疑義があるようでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、薬事委員会の中で後発医薬品のメニューが出てまいりますし、そういう意味で、その中身を1件1件検討して、月に1回ずつかけていくということで物事を整理していきたいと。

ただ、6月13日以降の患者さんにつきまして、この後発医薬品、その前までは新薬を使っていた患者さんがおられますけれども、その後については、この会議で決まった後、何品目かふえていく。これはこれからふやしていく安心、安全な後発医薬品、要するに先進のいろんな状況、同等というふうな扱いを含めて、検証しなければいけませんけれども、そういう形ですということの方向性ができましたので、これから我々もパーセンテージは別といたしまして、この医療費の抑制策、特に高齢者含めて、先ほど言った数字も我々も押さえている数字でございますので、実は厚岸町といたしましては、平成16年度の3割負担の患者負担というのは薬品にして5,700円、1回の処方ですね。そのうち純然たる薬品代というのは3,750円ほどであります。その中で実は50%安い薬を使ったとしたら、1,875円安くなると。さらに一番いわゆる後発医薬品でも高い30%しか単価の低いやつが使われるとしても1,125円の、1回当たりの処方の単価が安くなるというデータも持っておりますので、これらを含めて3月の議会、今回の定例会の中で議論がされておりますけれども、我々は前向きに取り組むということをお答え申し上げたいと思います。

●議長（稲井議員） それでは休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました15番、佐齋議員が所用のため途中退席しておりますので、新たに17番、佐々木議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

それでは、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いご質問申し上げます。

1番目はカキの貝毒発生の問題であります。カキ貝毒発生その対応についてであります。

事柄自体の概要と影響についてお知らせをいただきたい。

次に、町はいつこの情報を知り、どのような対応をしたか、時系列に従って具体的に説明していただきたい。

3番目として、生産者、生産団体たる漁協、町とそれぞれ役割分担があると思うが、このような事柄について、町の役割とは何なのかご説明をいただきたい。

4番目として、今後の町の施策展開についてご説明をいただきたいものであります。

2番目として、出張における宿泊費のあり方についてということです。これは前にも議会で議論したことがあります。現在町理事者、町職員などの旅費規定中、宿泊費については定額主義をとっております。議会は実費主義をとっております。これは定額主義から実費主義に移行する考えはないかどうかについて、ご説明をいただきたいわけがあります。

3番目といたしまして、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部改正についてであります。この内容についてご説明いただきたいわけであります。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、カキ貝毒発生とその対応についてのお尋ねのうち、1点目の事柄の概要と影響についてありますが、この件につきましては、去る4月21日行われた厚岸町議会議員協議会においてご報告申し上げたところであります。

カキ貝毒の自主検査のため、本年4月3日に水揚げされ、漁業者から提出のあった検体を翌日の4月4日に日本冷凍検査協会札幌検査所で検査を行ったところ、食品衛生法で定められた規制基準値を上回る14.3マウスユニットの麻痺性貝毒が検出されたことから、北海道漁業協同連合会、北海道水産林務部、保健福祉部の三者が協議し、自主回収と安全性が確保されるまで、出荷の自主規制を決定し、釧路支庁北海道漁業協同組合連合会釧路支店を通じ、厚岸漁業協同組合に連絡、厚岸漁業協同組合では、直ちに3月30

日から4月4日までに出荷したカキの自主回収と当分の間、出荷の自主規制を決定、生産者及び関係機関に連絡したところであります。

今回のカキ貝毒発生については、厚岸カキがブランドとして定着してきたことと、初期段階において健康被害を防止するため、テレビ、新聞などのマスメディアを中心に大きく報道され、さらには地元選出の代議士を初め、高橋北海道知事も本町を訪れ、大変ご心配をいただきました。

その後、4月11日から4月25日まで1週間に1回の割合で3回行った貝毒検査では、いずれも麻痺性貝毒が規制基準値を下回る結果であったことから、4月25日に出荷自主規制を解除し、4月27日から出荷が再開されたところであります。

次に、貝毒発生による自主規制などの影響であります。影響は本町初め、全国に及び特に生産者を初め、関連業界に与えた影響は大きく、また厚岸町の経済は沖合及び沿岸の漁業生産をベースに食品製造業、輸送業、小売販売業など、すそ野の広い関連産業を抱えた水産業に依存していることから、町経済にも大きな影響を与えました。また、今回のカキ貝毒発生で健康被害がなかったものの、消費者に与えた影響も大きく、カキの再出荷が始まった直後、価格は高値で推移したものの、その後現在に至るまで価格の低迷が続き、依然として貝毒の影響が出ております。

生産者への影響であります。4月は23日間の出荷自主規制期間があり、市場取扱高で前年度比64%減の1,642万1,000円の減額、5月は31%減の835万円の減額、さらには水産加工業では会社によって大きな差があり、影響額も算出できていない事業所もあり、したがって、詳細を把握することは困難であります。規模の大きな事業所の中には影響額は4月だけでも1,000万円近くあり、比較的小規模な事業所でもカキを多く扱っている事業所ほど、その影響が大きく取扱高が半分以上に落ち込み、影響額も2カ月間で1,000万円を超えた事業所もあります。

さらにはカキを扱う鮮魚店でも4月からこれまで150万円の減、カキ料理を使う飲食店でも影響が出ており、売り上げが3分の1に落ち込んだところもあると聞いております。このほかカキを宅配する業者や宅配取り扱い店にも影響が広がっております。

次に、2点目の町はいつこの情報を知り、どのように対応したか、時系列に従い、具体的に説明いただきたいとお尋ねですが、4月5日早朝、新聞報道及びテレビ放送で貝毒発生の事実を知り、町三役と産業振興課での今後の対応を協議し、情報収集と緊急時における連絡体制の強化について要請するため、組合に産業振興課職員を派遣いたしました。

情報収集では、組合に第一報が入ったのは4月4日午後4時55分であったことと、検査の検体数は50検体だったこと、自主回収されたカキは処分する予定であるとの報告を受けたところであります。

また、同日午後から釧路支庁で開催された第1回現地対策本部会議に産業振興課職員が出席し、会議では経過報告と食品としての安全性確保を優先させ、住民周知等回収の徹底が確認されました。

町と組合では緊急に防災行政無線で町民に周知することになったことから、釧路の対策本部会議終了後、直ちに事実を知らせることと回収に応じていること、体調に異変が生じた場合の対応について、焼いても食べられないことなどについて、防災行政無線で

周知したところであります。

また、同日には釧路水試釧路地区水産技術普及指導所が町、カキ種苗センターの協力のもと、1回目の海洋環境実態調査のため、海水採取を行っております。なお、この海洋環境実態調査は4月24日までの間に計7回行われ、道立中央水産試験場に送られ、いずれの検査でも毒性プランクトンは検出されませんでした。

以上が貝毒発生の初期段階における町の対応でありました。

次に、3点目の生産者、生産者団体たる漁協、町とそれぞれ役割分担があると思うが、このような事柄についての町の役割は何かとお尋ねであります。それぞれの役割分担につきましては、生産者は消費者に安全なカキを提供するため、養殖管理や衛生管理にこれまで以上の努力が必要であり、また生産者団体たる漁業協同組合では消費者の信頼回復のため、必要な安全策を講ずるとともに、漁場監視の強化や自主規制解除後の販売促進についても取り組んでいかなければなりません。

具体的は貝毒の自主検査を週1回行うことや各生産者に対し、貝毒が発生した場合、迅速な回収に備えるため、出荷先や採取海域を記載することを義務づけた生産履歴管理台帳の提出を求めること、さらには北海道が事業主体となって、月2回行う海洋環境実態調査への協力を行います。

町といたしましても、今回回収したカキを町のごみ焼却処理場にて処分を行いました。が、厚岸カキのブランドを守り育てるため、北海道を初め、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目、今後の町の施策展開についてのお尋ねであります。平成17年4月21日に漁業協同組合から厚岸町議会に対し要望があった生ガキ貝毒検査機関の設置等、貝毒監視海域の細分化に関する要望についてであります。

この要望につきましては、生ガキ貝毒検査機関の設置と、貝毒監視海域の細分化に関する要望意見書として、5月27日開催された厚岸町議会第1回臨時町議会で採択され、北海道に対し、既に送付されております。

これらの要望につきましては、町といたしましてもこれまでも貝毒発生時に地元を視察した地元選出の代議士を初め、高橋北海道知事にも要望しておりましたが、生ガキ貝毒検査機関の設置につきましては、貝毒発生防止や発生後の対応の苦労の解消につながることから、今後も釧路支庁管内への設置を強く要望してまいりますし、貝毒監視海域の細分化につきましても、貝毒が発生した場合、広範囲にわたる漁業協同組合が自主規制を余儀なくされ、多大な影響を受けることから、早急に細分化に向けた調査を実施するよう北海道に対し、強く要望してまいります。

次に、2点目の出張における宿泊費のあり方についてお答えをいたします。

現在、町、理事者、町職員などの旅費規定中、宿泊費については定額主義をとるが、実費主義に移行する考えはないかとお尋ねですが、この旅費、とりわけ宿泊料のあり方につきましては、これまでにおきましてもいろいろと議論をしてきております。旅費及び費用弁償の性質につきましては、旅行中に必要となる交通費や宿泊料等の経費に充てるために支給するものであり、いわゆる実費弁償であるとの基本的な考えの中にあつて、現実的にはすべての経費に対する領収書等の証拠書類の確保の困難性や精算事務手数などの効率性から、標準的な実費相当額を定めて支給するという定額方式が国やほと

んどの自治体などでとられており、これまで厚岸町においても職員などの旅費に関する条例の規定によって、この支給方式をとってきております。

しかし、今日においては、交通料金やホテル料金においてさまざまな設定がされる状況になってきており、その都度の宿泊状況に応じて、それに要した実費費用を支給するいわゆる証拠方式にして、透明性を高めるべきでないかとの議員からの意見をいただいておりますし、このあり方について、さらに研究をしてきたところであります。

実際の証拠書類に基づいて旅行中の一切の費用を支給しようとする証拠方式の方が、かかった費用を弁償しようとする旅費の建前に即した制度であると言えますが、あらゆる旅費の費目について、この方式をとることの困難性もあり、道内の自治体における先進事例があるかなどの情報収集もしましたが、特に参考となる事例も得られず、また、町内の3つの産業団体においても定額方式がとられており、これも参考とすることができませんでした。

しかしながら、これまでの議会論議の中にありましたように、少しでも厳密な意味での実費弁償となるように取り組むことが必要な時代に入っていると考えます。既に厚岸町議会議員の費用弁償の宿泊料につきましても、平成15年度から証拠方式による実費支給に取り組まれておりますし、これらの2年間の実績を踏まえさせていただき、来年度から理事者及び職員の宿泊料につきましても、証拠実費方式を取り入れるようにする考えであります。

なお、ご承知のとおり宿泊料の構成要素には、宿泊料金に加え、朝食及び夕食代並びに宿泊に要するその他の雑費を含むものとする旅費法上の取り扱いを準用した考えで設定しております。この宿泊料の構成要素のすべてについて、領収書等の証拠書類を整わすことができるか。また個々において使用した費用が本当に妥当なものなのかの判定が物によっては大変難しいという問題もあります。これらのことと透明性や公平性を考え合わせて、取り扱いの内容をさらに詰める作業を進めることにしていますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部改正についてお答えいたします。

介護保険サービスを利用された方々は、利用料として10%を負担することとされておりますが、介護保険制度による居宅サービスを利用された方々への利用者負担軽減措置については、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則に基づき、町民税非課税世帯に属する方を対象に、事業者が提供する訪問入浴介護、訪問介護、通所介護及び認知症対応型共同生活介護のサービスを利用したときに、利用料として10%を負担いただくうちの2分の1相当額を低所得者の支援対策として町独自の助成を実施してまいりました。

今回、町財政の厳しい状況が進む現状の中で、一般財源100%による町単独軽減施策を今後も継続することが可能かどうかについて慎重に検討をさせていただいた結果、激変緩和措置を講じながら、平成21年度にはこの規則を廃止させていただく方向で、その改正作業を進めているところでありますが、6月20日開会の町議会第2回介護保険制度等調査特別委員会のご意見を踏まえ、十分な周知期間の確保を行いながら、利用者のご理解をいただく中で制度変更を行うこととして、9月1日の利用分から適用することとい

たしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 質問に入る前に申しわけございませんが、先ほど何か力んで大きな声を出したら、ちょっとのどがおかしくて、余り大きな声が出ないものですから、もし聞こえなければ聞こえない、もっと大きい声で言えと指示してくださいませ。

それで、今回3つの質問をさせていただいたんですが、基本的にはそれぞれ具体的な問題の中で、第2期目を迎えました若狭町長の基本なお考えを具体的な問題を通じながらお聞きしたいという趣旨でございますので、決して一課一係の問題に終始しているつもりはございませんので、その点よろしく願いいたします。

それで、その上でまずカキの話なんですけど、これも4月の初めに起きたことで、非公式なものではありますが、4月21日に議員協議会で説明もいただいております。ですから、それを何を今さらというふうなことをおっしゃらないで聞いていただきたい。というのは、今回の貝毒の事態というのは非常に突発的に起こっていますよね。それで、ちょっとだれも予測しなかったことがいきなり起きてきた。自然相手ということは何が起きるかわからないわけです。したがって、こういう貝毒発生というような事態も、今後また本当に虚をつかれるような形で、突発的な出てくることは絶対ないよとは言えないんです。自然というのは何が起きるかわからないという公式がこの場合にも成り立つと思います。

したがって、今回それに対していろいろな対処を町としてもできる限り、少なくともその場においてできる限り行ったと思うんですが、これをやれやれ1件落着いたわいなということで終わらせないで、やはりきちんと検証することで、このごろ何かというマニュアルという言葉が使われますが、実は突発事故にマニュアルはないんですけれども、やはり1回行ったことに学んでおけば、この次に何か起きたときに、こういうような似たような事態が起きたときに、それに対して冷静に、なおかつ沈着に素早く対処ができるだろうと、そういう意味でやはりきちんとした検証は大事であろうという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

それで、今回の話を聞いていきました。貝毒というものの調査方法とか、そういうことについては、検査方法ですか、その議員協議会の折にもいろいろと聞きました。貝に含まれてしまった毒性物を抽出して、それを一定体重の一定要件にかかわるマウス、特殊なネズミですね、それに注射をして、それが麻痺性貝毒の場合にはけいれんを起こして死んでいくらしいんですが、その所要時間をはかって、それを一定公式にのせて計算すると何マウスユニットという単位における毒性があらわれてくると、こういう非常に難しいことをやるわけですね。

その食品の中に含まれている毒性というのは決して、何ていいますか抽出されて生成された毒物のように濃いものじゃありませんから、それを壊さないで生成するというのも非常に特殊な技術も要するものだというふうにも伺っております。

そのような検査をした結果、一定基準に達すれば自主規制をなささいという規則とい

いますか、それがあわけですね。それに該当する4マウスユニットでしたか、を越えた場合には自主規制を図りなさいという、それが14.何マウスユニットが出たということなんです。

それでですね、今回のそういう中で自主規制をしました。それから、3回海水の調査が行われるんですね。そしてオーケーと、もういいだろうといって、規制が解かれて出荷できるまでに3週間ですか、かかるわけですね。3週間か4週間たしかかかりますでしょう。

やはりその間に、この報道の中にも担当課長がお答えになっている記事もありましたけれども、こんなに厚岸町のカキが有名になっているとは思わなかったと。逆にですね、いうぐらい大きく反響が出ました。全国的に出ましたね。ちょっとインターネットでもって調べてみたら、四国の新聞にまで書いていました。厚岸町のカキから貝毒が出たよという話がね。それぐらい非常に大きな話題になりました。

その反動というのは、当然生産者だけでなく、いろんな方面にかかってくるわけです。それについても今説明がありましたが、生産者流通業者、小売業者、飲食店、あるいは宅配便と、いろいろなところにあるんですが、実はこれ観光業者にも大きな影響が出てきているわけですね。その点はちょっと抜けているのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、まだまだこんなところにもというように形で、二重三重に間接的なもので入っていくと影響があるし、いまだにカキを中心にする海産物の価格がどうも思うように復活してこないというように意味で、たしか何新聞か忘れましたが、これも私読んだような気がするんですが、ある取材を受けた漁師の方が、貝毒はこれは海水調査を行ってなくなったよということは言えるんだけど、一たん消費者に与えた心理的影響というのがなかなか消えないんだと。これが何とも辛いという話をしていたのが実に正鵠を射た話であろうというふうに思いました。

それで、そういう点においては、今るる説明がありまして、私もそのように思いますが、観光に関する部分というのをちょっと一、二補足しておきたいんですがね。例えばコンキリエ、それだけじゃなくて、町内にまだほかにも業者がいろいろとそれぞれ独自に開発をしておりますね。そして、いろいろな旅行業者が今厚岸町だけじゃないんですが、北海道食べ歩きツアーというようなものを、何ていう名前か知りませんよ、いろいろと開発しているんです。その中に道東ということになりますと、厚岸町についてカキを食べましようと、どこどこへ行ってホタテを食べましよう、あそこではカニを食べましようということになって、厚岸町はカキだということになっているんです。今年はいんだそうですよ。というのは、計画はもう既に春に決まってしまうんですね。そして、それに従って今年を行うわけです。ですから、カキが出荷できない間は厚岸町ではそれにかわるものを出してお客さんを満足させなければならないという意味で大変苦労していたようです。

ところがですね、そういう専門家の話を聞きますと、非常に恐ろしいというんですね。来年そのコースの中に厚岸町が入るという保証がないというんですよ。今年苦労して苦労して何年もかかって、やっと定番コースとして定着しつつある厚岸町のカキという、そういう食べ歩きツアーみたいなものですね。そうすると東京だとか大阪の大手の業者

が入れますから、一つ一つの単価は安くても、人数は大分多いらしいんですがね。もちろんこのコンキリエの方でもそういうような観光業者と、よく言うとタイアップ、早く言うとお願ひして、そういうものに入れてもらうという営業努力していると思うんです。こういうものがこの後大丈夫なのかなと。こういう部分があるんですが、そういう点についてはですね、こういうような手を打っているから来年も大丈夫なんだというようなものがあるんじゃないかと思ひまして、それであえて観光業者の話を載せてないんじゃないかと思うんですが、この点についてお聞かせをいただきたいんです。

それから、今の話を聞いていまして、何か大きく一つ抜けているんじゃないかと私は思うんですよ。それはですね、大きなふろしきを広げさせてもらいますね、質問者としては。それで言いますと、厚岸町の存在意義なんですよ。厚岸町という地方公共団体がここに存在するのは何のためかという話なんですよ。そうすると、これはいろんな要素がありますが、全部上からタマネギの皮をはいでいくようにして、一番のしんを出すと、それは厚岸町民の命と健康を守るためでないのかと。命あつての物種という言葉がありますけれども、それがまず第一でないのかというふうに思うんです。

そうしますとですね、今の経緯をずっと聞いておきますと、あれに貝毒が含まれていますよと。そしてそれは自主規制値よりも多い14マウスユニットですと。そうすると、これを食べてはいけませんということになりますよね。その情報がお話を聞いていますと、組合というのは厚岸漁協ですね。厚岸漁協に入ったのは4月4日の4時55分なんですよ。町は知らないんですよ。町が知ったのは次の日、何ですか、テレビ放送や新聞報道で知ったというわけですね。そうすると一般町民や我々と同じレベルで知っているんですよ。これには問題があると思ひませんか。

それで、一報が厚岸町に届いたのが、厚岸町のどこかという話は別にしますと、4月4日の夕方です。一般町民に対して食べてはいけませんという防災行政無線が周知されたのは、私もこれは自宅で聞きましたが、次の日の午後ですよ。大ざっぱに言うと丸一日たっているんですよ。よく私言うんですけれども、消費者問題とか、あるいは生産者としてとかという言葉をよく言いますが、生産だけを行っている生産者というのは世の中におりませんよね。やはり御飯を食べたり何なりどんな意味でも消費しています。それから、消費だけをして一切生産に関与していない消費者というのも世の中にはないんですよ。必ずどこかでもって生産に寄与しているわけですね。

だから、そういう抽象的な言い方をしても、実は生産者と消費者というのはどこかで両役を自分でやっているわけです。ましてやこの厚岸町のような1次産業の町ですと、市場に出す、あるいは今何て言うんですしたっけ、直販というんですか、そういう形で流通に乗せなくても、例えば仲のいい友だちに今回カキおいしいから食べなさいといってあげる場合もあるし、またそういうところから直接分けてもらうことだってあるわけです。あるいは自分の家で食べることもあるわけです。

そうするとこれ新聞で見ますと、高橋知事が厚岸町を訪れて、今回は人的被害がなくてよかったということを言っていますよね。要するにこれをひっくり返して言うと、人的被害があつておかしくなかった事案だというふうにも読めるわけです。たまたまそれがなかったのは不幸中の幸いでしたねということですから、そういう町民の健康とか命とか、今回の場合の程度の毒性ではいきなり命にかかわるようなことはまずないだろう

というふうにはいろんな新聞や、あるいは物の本によりますと言えますけれども、万が一ということはありませんよね。たまたま健康を害したり、体力が落ちていたりすると、通常の数値は当てはまらなくなりますからね。カキの場合には滋養があるということで、病人食にも進められるということもありますしね。したがって、こういう町民の命と健康を守るという厚岸町の大事な仕事からの観点の部分というのが、この町長の答弁には余り感じられないんですよ。この点いかがなんでしょうか。

それで、この情報を入手して、それは次の早朝にわかったと。そして一般町民にわかってから伝えるのが半日かかっているんですよ。もちろん情報が正しいかどうかの確認はあると思うけれども、まずいわゆる全くいい加減な話でないということがわかったら、すぐ一番最初にやるべきは、町民の中に健康を害したり、命にかかわるような事態になることを抑えるというのが一番先なんでないのかというふうに思うわけですよ。その点についてのお話が全然ないよ。

それから、それと絡みますが、町の役割ということを私聞いたんです。その何といいますかね、文章のあやとして、生産者や生産たる漁協長とそれぞれ役割分担があるでしょうけれどもと言ったんで、生産者がこんなことをします、生産団体はあんなことをしますというのを説明してほしくて書いているわけじゃないんですけれどもね。町は何を役割としてやるんですかということ聞いたんですが、今の答弁の中では町の話がどうもあいまいなんですよ。

7ページのところにいただいた、この7枚目のところですかね。ちょっとそういう言い方をしてはよくないんだが、次に第3点目の生産者云々と、こうずっと来ます。そして、具体的には貝毒の自主検査を週1回行うことや云々、海洋環境実態調査への協力を行います。これは漁協の仕事でないのかなというふうに思うんですが、これが厚岸町の役割なんでしょうか。その後に町といたしましてもと来るものだから、流れとしてはその先が町なのかなと思ったら、そこではごみ焼却炉において処分を行った。あとは関係機関と連携を図っていく、それしかないんですね。

そうすると、私の聞いている町の役割というのが答弁から漏れているのではないかとというふうに思うんですが、いかがでしょう。漏れているのであれば、これについては議長、1回お願いいたしますね。1回目の答弁で漏れているわけだから、漏れていないだということであれば結構ですがね。その点よろしくお計らいをお願いします。

それからですね、もう一つ実は新聞記事の中で町民の方からですね、大部強い調子で引っかかるというふうに言われたものがあるんです。それは先ほど観光業者の話というところでもちょっと言っていましたけれども、コンキリエの記事なんです。ここで、平成17年4月26日の北海道新聞が、需要期控え浜に安堵と、厚岸産カキ出荷再開へと、消費者離れなお懸念という形で出している中で、厚岸産カキを最大の売り物している道の駅、厚岸味覚ターミナル・コンキリエは自主規制後、広島産カキを使ってしのいできたが云々と、このように記事が書かれたんですよ。これは町民の中に相当ショックを与えているんですね。これは事実なんでしょうか。

それから、まず事実であったとすれば、味覚ターミナル・コンキリエというものの基本的な営業の考え方、たしかかつて議会で、味覚ターミナルをつくっていくときに、いろんな議論が出ました。その中で夏の間カキがなくなったら、ほかのものを使うのかと、

ほかのものというのは、ほかの産地のものを使うのかというようなものに対しては、いやそんなことはない。厚岸町の味覚ターミナル・コンキリエというのはいわばショールウインドウだと、厚岸町のおいしいものを食べていただくために頑張っているんだというような話で納得した記憶もあるんですが、それはどこかで変わってしまったんでしょうかということの疑問が町民の中からも随分出ているんです。

それで、飲食店などの中では、自分のところは厚岸産のカキを使うんだということが誇りだから、この出荷の規制の間はとにかく涙を飲んで品目から外しているんだということを言う方は何人も営業店がありました。ただ東京だとか、札幌だとかのお店では、このカキが厚岸産のカキを使うというふうに言ってきたけれども、今はちょっと勘弁してくださいといって、その間をしのぐ、これは当然営業政策としてあり得ることだと思うんですが、どうでしょうか。

それから、もしこれが全くのうそっぱち、そんなことはないのに、こう書かれたのであれば、とんでもない話なので、これはきちんとした、きちんとしたというのは当然文書で、北海道新聞に対して抗議なり何なりの措置をとっているものだと思うので、そのときにはそのことを明確にしてください。これは町民に非常に疑問を持たれている記述なんです。味覚ターミナルの基本姿勢について、疑いを持たれてしまうわけですし、大変大きな問題だなと私は思っておりますので、この点についても疑念を晴らすようにきちんとお答えをしていただきたいんです。

最後に、施策展開の話に入りますが、今までの申し上げたことの結論みたいなことで、もうおわかりかと思うんですが、厚岸町が手を打とうとしてもですね、新聞やテレビで報道されるまで何もこっちには連絡一つない。これでは情報のない中에서도って、施策を行えという方が無理ですから、これはできませんよね。当然その道なり何なりの、あるいは検査をする、その体制の機関との横の連絡というものがあって、漁協にイの一番に入るのは、それはもう当然と思うんです。自主規制をする主体ですからね。と同時にそのときイの一番が2人いたって悪いことはないんですよ。厚岸町にもそういう情報がきちんと入って、そして厚岸町はすぐ町民の命と健康を守るという観点から、素早く対応するという体制をつくるということが非常にこういう場合に大事じゃないかと思うんですよ。

今後行すべきことの一番最初に、今回上げられなければならないことはこの点でないのかと思うんですが、今後の施策展開には一言も出てこない。この点は若狭町政の基本理念として、いかがお考えなるか、お聞きしたいわけでありまして。なお、細かな点で言うところいろいろあるかと思いますが、まず1番の根幹というところから入っていかねばいけないと思いますので、この点は強く指摘しておきます。

また、今、価格低迷ということが非常にありますよね。これについては単に貝毒の問題ではないんですけれども、厚岸町の産物をいかに高く、そして安心して食べてください、安全ですよということを売り込む、このいわば施策展開を今厚岸町はいろいろ行っているわけでしょう。例えばこの「カキえもん」というネーミングを募集して、そしてそういうものを広く知らしめていくというのもその一環ですよ。こういうことがすべて今回のこの経済の部分に関しての施策展開になってくるのではないかと、そのように思うわけですよ。

今回たまたま議会でもって意見書を出しました。これはこの具体的な今回の事態に関して、こういう問題があるということで、漁協の方からも議会に対して要望書が出て出された意見書です。それは厚岸町の役割で、今後行うものもすべてでは全然ありませんよね。ごくごく一部だと思うんです。もう一度お答えをいただきたいんです。

次に、宿泊費の問題に入ります。

宿泊費の問題に関しましては、前に私が申し上げたことを正面から非常に誠実に受けとめてくださいますして、その後ずっといろいろと検討して下さったことがよくわかりました。それでどうか公費、公のお金を使うときの透明性というものの一環として、よろしくお願ひしたい。

なお、調子に乗って申し上げますが、既にある自治体、幾つかの自治体では、例えば町がこういうバックだとかいろんなものを利用して、旅費としてお金じゃなくて、切符やそういうもので渡すと、そういうところまでやっているところもあるようです。

私が今すぐそのようにせいという意味ではありませんが、やはり特にこういう財政が厳しくなってきた、いろいろと町民負担やそういうものがふえてくれば、当然そういうことに関する、いわばお金の使い道に関する目も厳しくなってくるのは、これは当たり前のことです。だから厳しくなかったら、やらなくてもいいんだという問題ではもちろんありませんけれども、なお、ここでもおっしゃっておりますけれども、十分に検討なさって、今日のいろいろな旅費形態ですね、それに適合する旅費規定というものについて十分に研究をお願いしたいということでもあります。

それから、3番目、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部改正についてなんですが、この前介護保険委員会の中で、いろいろとご説明をいただいたんですが、その話はがらっと変わったわけですね。この前ご説明いただいたときには7月1日の認定で、もう始めますと。そして6月中にもう既に該当する事業所やそういうときにはもう説明をしてありますということだったものですから、ちょっと私の方ではそれでは議会というものの関係がどうなるのかなと。言うならば規則ですから、形式方法論理としてはそれでいいんでしょうけれども、町民負担増における議会の関与という点については問題がないだろうか。あるいは3月議会や財政シミュレーションの説明というものがこの前合併等調査委員会でありましたけれども、そういうところには何ら説明がないのに、いいかげん一度はもう始まっているんですよという形で説明を受けて、虚をつかれたというようなことがありましたが、このあたりは変わるわけですね。

それで、1に指摘をしておきますが、このような減免措置の段階的廃止ということと、介護保険事業計画との間の整合性、それについてはどのように検討されて、今のお話を聞いていても既に方針は決定しているようですが、この方針決定に当たって、その介護保険事業計画との整合性はどのように検討され、整合性を保つという結論になったんでしょうか。

それから、このような方向の決定に当たって、厚岸町保健医療福祉総合サービス調整委員会というのがありますよね、諮問機関として。これは当初いろんなものがあつた。その中の一つに介護保険事業策定何とか委員会と言いましたよね。それがあつたと思うんです。そういうものが全部整理統合されて、こういう関係のものについては全部今この調整推進委員会というところでやっていると思うんですが、ここではどのような議論

があったんでしょうか。それを踏まえてこの方向が出ていると思いますので、この点についてもご説明を賜りたいものであります。

以上、2回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） それぞれ私からお答えするといいいんですけれども、主たる町の姿勢、それから公共自治体としての組織としての厚岸町の役割、これは重要な課題であります。それと連絡網、これについて、私からお話をさせていただき、観光産業、さらにはまた広島のカキの問題、コンキリエに関連してのお話であります。これについては担当課長から答弁をさせたいと存じます。また、その他の問題については、産業課長からも答弁がございます。

まず、今回のカキの貝毒発生につきましては、まことに残念であります。まず、厚岸町としては私の施策は安全で安心した町づくりであります。これは人が住むだけでなく、命の問題もあります。そういう中で厚岸町のカキがブランドになった、これは確かであります。私も平成11年の同様の事件を知っております。といいますのは近くの昆布森であります。これも貝毒だったのです。そのときは海域が一緒であるということで、厚岸町の生産者もストップしたんです。そのときにおいてはこれほどマスコミは取り扱わなかったわけであります。さらにはまたカキと同様の二枚貝も食中毒やら貝毒が出ております。道内でも出ております。しかしながら、私の承知をしている中では、これほどの報道はなかったのであろうかなと。また報道も全紙挙げて新聞、テレビが厚岸町に来了。それを考えますと、やはり厚岸町のカキは全国ブランドだと、これは大変だということで、マスコミも認めた上で報道体制をとったのでなかろうかなと思っております。

しかもまた、先ほども答弁いたしましたけれども、貝毒が発生も直ちに国会議員、さらにはまた北海道知事までわざわざおいでをいただいたという実態を見ますと、私は反面、厚岸町のカキはすばらしいなと思う反面、今回の貝毒発生はまことに残念であります。

そういう意味で、先ほどは生命と命と健康を守ることが自治体の役割でないか、当然であります。しかしながら、自然発生の中の今回の事件であります。これは後ほどの連絡網との関係にあります、実は漁組が承知いたしましたのが、答弁いたしましたとおり、4月4日の夕方の約5時であります。正確には4時55分になります。実は当時漁組に関する、漁民に関するお葬式がありました。私も出席をいたしました。そのときには当然幹部連中も参加をいたしておりました。私には何もその話ございませんでした。

ところが翌朝、新聞を見ましたら、これは大変だという安全と安心を守る責任者として感じたわけであります。私は直ちに助役、産業課長を呼びまして、午前7時です。こういう実態をおまえら知っていたのか、反対に私聞いたんです。そうしたら、それぞれ知らない。私は本当に町長として一生懸命命と健康を守ることに頑張っている中で、そういう連絡網がなかったということで、私も組合員に対しましては、いろいろなこととお話しいたしました。その結果、組合の方からも早速連絡がおくれて申しわけなかったという連絡が入りまして、私といたしましても早速担当である産業振興課の実態調査

のために組合に派遣し、さらにはまた釧路支庁も対策本部を設置予定したいということで、それぞれ責任の果たす中での対応というものを私なりに進めたつもりでおるわけがあります。

どうかそういう意味で、ご指摘がありましたとおり、1日おくれであるとかというご意見もいただきました。ところが残念なことに実態がそういうことであるということですが、町といたしましては、精いっぱいこの問題については、迅速な対応に心がけたということについてはご承知をいただきたいと思っておるわけであります。

次に、今後の施策の関係であります。

言うまでもなくブランド厚岸町のカキであります。これを育てるということも大事なことであります。そういう意味において、厚岸町のカキが3種類あると。特に厚岸町といたしましても、町の施設として種苗センターをつくり、さらに厚岸町生まれの厚岸のカキということで、ブランド化したいということで、去年は「カキえもん」という名称をつくり、ブランド化を図ると同時に底上げをいたしたいということで、カキ販売に努力をいたしておるわけであります。

今後ともそういう面に対しては、やはり何といっても基幹産業である漁業生産の振興というものは大事なことでありますので、私の重要課題、先ほどの私の選挙に当たって2期目の10大政策についてお話をいたしましたけれども、それも一つのこれから大きな施策でありますことをご理解をいただきたいと、このように考えておるわけであります。

また町の役割であります、今回の貝毒を通じまして、大変難しいといひましようか、町が先導的な役割で、この対応ができるということであればいいんですが、やはり漁組と連携をとりながら、行政として何ができるのかということが大事なことであります。そういう意味で、先ほど町の役割というのは、検査だとか何とかは漁組でやることじゃなかろうかというお話であります、今回もカキの種苗センターを通じて、海水の調査をさせていただいております。いろんな資料を提供いたしております。さらにはまた一般廃棄物ということで、カキの処分について厚岸町も責任を負わなければならないということで、厚岸町の焼却場で処分をしたということで、私どもといたしましては、今回のカキ生産、さらにはまた防災無線を使つての全町民に対する周知の徹底等も行つたわけありますので、どうかその点については、町も十分にこの対応についての心がけをしながら、対応したという点についてはご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、観光の関係の答弁、影響額、これが抜けていたというお話でしたので、答えさせていただきますけれども、実は観光系の影響金額も調べておりました。それで、実際に答弁書の中で飲食店を含めた中で3分の1になっていると申しましたのは、実は観光系の業者の方のお話でございます。

それから、もう一つ影響調査を行つておまして、比較的大きな観光の業者さんにおいては、4月、5月、2カ月間で500万円という数字が載つてございます。それから、ある銀行関係者のお話なんですけれども、実は先ほど質問者がおっしゃられた旅行会社の

関係なんですけれども、実は急に貝毒が発生をして、そして自主回収になったということで、自主検査、あるいは自主回収ということが非常に評価できるといった旅行関係者も中にはいるそうです。それは実際に厚岸町のホテルを利用されている旅行会社の方なんですけれども、大概是健康被害が先に出てしまって、その後に回収という、あるいは自主回収になってしまうんですけれども、今回は自主的に検査をやっていたと、それが非常に旅行会社が評価をしていたと、自助努力が非常に評価されていたということを観光面でお話を伺っております。

それから、2つ目の関係なんですけれども、厚岸町の存在意義の関係でお話がありました。それで当初、新聞報道で14.3というマウスユニットと、そういう値なんですけれども、この値がどういう値なのかということを、実はこれは極めて危険を数字だとわかったのがずっとその日の後半になってからということでございます。

とりあえず1マウスユニットについては、先ほど質問者がおっしゃられたとおり、体重が19から21グラムのマウスを15分間で死亡させる毒量ですと。それから4マウスユニットというのは人間に食中毒が起こるかもしれないと、あるいは起こり得る量ではないか、そういう値、これが一応基準規制値として水産省が出している数字でございます。

それから、14.3というのは基準値を3倍以上上回っているわけなんですけれども、人間に食中毒が出る可能性がある量ということで、非常に危険だということで、今回自主計画回収に踏み切ったわけなんですけれども、実際に中毒が発生するよというのは400マウスユニットということなんでありますが、その反省点の一つに、こういった14.3という値を承知していなかったというか、わからなかったというのが非常に反省であります。

1回目の答弁で答弁がなかったと言われております町の役割ということなんですけれども、こういった情報が我々の方におくれたということもございまして、今後におきましても、これら非常に14.3と、ある程度危険だということでありますので、こういった情報をいち早くつかんで、可能な限り早く町民に対して情報をお知らせすると、そういった町の役割につきまして答弁が漏れていたということでございますので、この辺ご答弁を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 私の方から観光業者である味覚ターミナル・コンキリエの影響について、そのほかの問題についてお答えをいたしたいと思います。

現場の職員と最近になってからでありますけれども、いろいろ意見交換をいたしました。その結果、味覚ターミナルへの影響ということで申し上げますと、このことによって厚岸町へ来て味覚ターミナルへ寄って食事をしよう、買い物をしようと考えていた人がそれを取りやめたことが推計される。それから、入館してもカキ料理が出せないということによって、客単価が下がるといいますか、料理を食べないで帰ってしまうと、そういったことが推計をされると。それから旅行業者がいろいろな旅行のツアーは商品としてつくっているわけではありますが、その企画から、これは結果と、わかりませんけれども、これも外された可能性がある、あるいは厚岸町を避けていった可能性がある。

このことによる被害額とか、入館者の減がどの程度になるかについては、これは全く推計、算出することができないという話でありました。

これ以降、どうなるかという問題でありますけれども、このことをきっかけにして、この味覚ターミナル・コンキリエに立ち寄ろうという旅行業者関与の旅行者がしばらく減る可能性が考えられるという話もしております。これしばらくといってもどの程度かということもはっきりしませんけれども、しばらくコースから外れることが考えられるということでもあります。

さらに、生産者側の直販についても大きな影響出ているという話がありました。さらには主に生ガキとかアサリとかを多く扱っている業者さん、これについても注文が大きく減ったという話はこの桜祭り前後を通じてお話をお聞きしております。

それから、春の桜カキ祭りについても生ガキを購入して焼きガキをする人が大きく減ったという印象を持っております。一つは我々は最後にごみの後始末をするわけですが、殻ガキの廃棄物が異常に少ないという、これが何年間か仕事を経験している者が言っておりましたし、飲食店とか、あるいは生物を主に売っている販売業者の方のお話を聞いても、やはり焼きカキ用でカキを買って自分で焼いて食べるという行為が非常に少なかったと、こういう話をしておりました。

こうした貝毒問題を通じて、厚岸町のカキに対する、さらには厚岸町はカキがメインでありますから、カキがだめだということによって、厚岸町への観光客の入り込みにも影響を及ぼすのではないかというふうに考えているところでございます。

最後に、コンキリエにおける急場をしのいだ広島産カキを使ったという新聞報道であります。これもその後私はお話を聞きましたけれども、まさに急場をしのぐために広島産カキの使用したのは事実であるということでもあります。

これは何回かありましたけれども、カキが禁漁で出せない、あるいはカキの出荷がないといったようなときに、レストランにおいて客とトラブルしていることを私も実際目にしております。しかしながら、今回の場合は、やはり厚岸町のコンキリエのレストランはカキを使ったメニューが非常に多いということで、カキの食材を全く使わないということによる代替のメニュー、これについてせっかく厚岸町へ来たのにカキが食べられないということに対する不満がやはり出るということで、そういうどうしてもというお客さんのために広島産カキを多少用意したという話を聞いております。その際、厚岸町のカキは今食べられないということを断った上で販売するといったようなことをやったということを伺っております。

このことがコンキリエをつくる際の基本的な営業の姿勢を変えるものではないか、変質するものではないかというご指摘でありますけれども、今度その辺についてそういったことがあった場合にどう対応するかについては、町と町我々担当とコンキリエとの協議の上でどう対処するかということについて、やはり約束事をつくっていかなければならんだろうというふうに考えております。そうしませんと、厚岸町のカキを売る施設で広島のカキを食べてきたということが大きな波紋を当然もたらすわけでありまして、我々としてはそういう方向にならないような現場と我々町との協議を今後していきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 答弁漏れがございますので、お答えしたいと思います。

それで、今後のシステムづくりの関係でございます。今回、北海道漁連を通じまして、北海道の三者での協議から漁連を通じて釧路支庁、あるいは漁連の釧路支店、そして漁業協同組合といった連絡の流れになっておるわけでありまして、前回貝毒の関係については、平成11年に昆布森のカキの貝毒があったと。それ以後こういった連絡体制というのは使われていなかったんですけれども、町としての当時平成11年については、こういった具体的対応というのはなかったようでありまして、どうもその平成11年からの流れがそのままになっていたのではないかというふうに思っております。

こういったことから、今回悪い点とか、反省点の一つとして、こういったシステムの構築ということが挙げられると思いますけれども、今後、起こってはほしくないんですけれども、万が一にもこのような事態が発生した場合については、システムづくりというのをですね、いつでも集まれる体制、情報収集等をそういった体制を構築したいというふうに考えてございます。

それから、もう1点なんですが、今度「カキえもん」の関係でありますけれども、漁業者のお話を聞いてみますと、相当漁業者、それから仲買の方もそうなんですが、「カキえもん」については非常に期待を持っておられるということであります。今後相当伸びていくと、今後伸びていくと予想している人は多いというふうに聞いてございます。

それで、町といたしましても、こういった「カキえもん」のブランドの維持、こういったものを今後とも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 旅費のあり方についてご答弁申し上げます。

このたびはもとより、以前にも議会で提言いただいております内容、十分に承知をいたしております。おっしゃられるように、今日の旅行形態、念頭に置きまして、内容をさらに検討させていただくということの作業を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 介護保険制度のうち、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則の関係につきまして、ご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1点目の今回の私どもの実施しようとしております段階的廃止の関係でございますが、介護保険事業計画との整合性でございます。この介護保険事業計画につきましては、平成15年4月から平成20年3月までの5年間の期間でもって策定をされているところでございます。この中で低所得者への配慮ということで、利用料減免については、今後も継

続して実施しますという1行が記載されております。この内容ではどこまでの範囲とかいう形のところにつきましては、記載がないわけでございますけれども、私どもこれらの文言、注目をさせていただきまして、私どもが進めようとしております内容につきましては、同一の内容の実施という形で制度自体を全くなくしてしまうものではない。そういうようなことで、段階的に実施をさせていただくと。これにつきましては、さきの介護保険調査等特別委員会の中で、周知期間の確保の関係で皆様のご意見を踏まえさせていただきました。そういう中で平成17年9月から平成21年3月までかけまして、減免幅を10%ずつ狭めていく、そのような内容でもって平成21年度には廃止をするというような考え方でございまして、そういうことで現在つくられております計画期間の中では、まだこの制度は生きているというふうに考えているところでございます。そんなようなことでちょっと回りくどい言い方で申しわけございませんが、ご理解を賜ればというふうに考えているところでございます。

さらに、2つ目の方向の決定の問題でございます。サービス調整委員会での議論の関係ですが、このサービス調整委員会につきましては、平成6年以来、委員の皆様いろいろな形で検討に参加をしていただいているところでございます。この設置要綱の第2条の中にいろいろと取り上げていただく事項を規定させていただいているところでございます。この中では計画の見直しに関します事項について検討いただくというような1項目があるわけでございますけれども、先ほど1点目でお答え申し上げましたとおり、この計画の変更、この現計画期間内では制度自体まだなくならないというようなことで、その内容の幅が狭められていく、そういうことにつきましては、次の第3期計画を作成していただく中で、7月以降のサービス調整推進委員会の会議の中で、私どもご報告申し上げ、そして次の3年間の計画期間の中に、そのような関係をのせていただければというふうに考えていたところでございますので、ご理解をいただければと存じます。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時52分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、1番、室崎議員の一般質問が終了するまであらかじめ会議時間の延長を行います。

1番。

●室崎議員 まず、そのカキの話なんですがね。町長の言わんとすることはわかるんですけれども、ちょっと表現の上では私不満です。それはだれが教えてくれなかったとか、精いっぱいやっていたとか、やっていなかったとか、そんな話を私は言っているんじゃないんですよ。結果において、そういう情報が厚岸町に入っていないながら、町の耳には次

の日にならないと、それも報道機関を通じてじゃないと入らないような体制であったということは反省しなければならないということです。それは担当課長は同じようなことを言っていますけれどもね。それでいいんですよ。

だから、いわゆる厚岸町に漁協にぱっとファクスが入るのと同じように、厚岸町にもぱっと入るような、そういうものを構築していなかったのがやはり今回のこちらの反省点ということになるでしょう。そういうものがあればもっと早く動けたわけだから、けれどもこれは落とし穴だったんですよね。まさかそんなことが世の中で起きるなんて、こっちは思っていないわけだけれども、結果において、振り返ってみればそういうことだったなということでもいいと思うんです。それで、そういう体制をきちんとつくることがやはり大事でしょう。

それから、町の役割ですが、町長も、それから産業振興課長もおっしゃっていますが、今回のこういう事案に関して、厚岸町が独自で厚岸町でなければならない事案というのは、まさに町民に対してきちんと情報提供をして、そんなものを食べないようにしてくださいということでもって被害が発生することを抑えること、それぐらいですよ。単独でできることは。あとは産業の問題ですから、産業団体である漁協と連携をとりながら、いわば側面支援としていろいろなことをやっていくより方法がないでしょう。そうするとやはり厚岸町の役割は言ったときに、側面支援よりも単独でまずやること、やらねばならないこと、これを先に挙げることが大事じゃないですか。

それで、ごみとして焼却したとか、何とかこれは当然ことであって、わざわざ町長がですよ、一般質問の中で厚岸町の役割として言うまでもないことと、そのように思われます。

それから、もう1点ちょっと気になったのは、プランクトン調査の話なんですよ。それをちらっと町長おっしゃったけれども、これはやはり切り離しておいた方がいいと思いますよ。というのは厚岸町が行っているのはプランクトン量だとか、そういうものの調査ですよ。したがって、貝毒の原因になる毒性のアレキサンドリア何とかといいましたよね、そういうものが出てくるかどうかの調査などということは、厚岸町は行っていませんよね。

それから、ちょっとそれもやろうかということには私はならないと思うんです。というのは、これはその数値を出して、自主規制や何かに結びついていく、いわば権限を持っていなければならない分野ですから、単にそういう試験管と試薬を持っているからできるという種類のものじゃありませんのでね。ですから、厚岸町が行っているプランクトン調査の話と、今回の道が今これから検査というんですか、調査と言わないで、何か新聞を見ると検査とたしか書いていたと思うんですが、そういうものについて、これは別のものなので、先ほどの町長の説明だと、私の方が混同しそうな感じがありましたので、その点は明確にしていきたいんです。

それから、そういうわけで、特に今後の施策ということで、もう一度きちんとお聞きしますけれども、やはり道なり何なりですね、この検査所でもって検査をした情報が一番最初に入るところから、直接厚岸町にもこういうことだからというのがすぐ入るような体制をつくるべく、町としてはそういうところと直ちに協議に入って、そうでないと厚岸町としては町民の命や健康を守るのに手おくれになるおそれがあるんだと。5分で

も10分でも早い方がいいわけですから、そういうものについての手を打つことはね。そのことについては、きちんしていただきたいんですが、この点いかがでしょうか。

それから、コンキリエの話なんですけれども、どうも聞いていると他人事のような気がするんですよ。そういう広島ガキでしのいだというのは事実だと。お客さんにカキ出せ、カキ出せと言われるから、仕方ないからほかのところのものを出したんだと。今議会で指摘もされたし、今後はよく考えてみよう、それでは済まんでしょ。

だって、今回味覚ターミナルの経営状況説明書の13ページでも、厚岸町には新鮮な魚介類や魅力的な水産加工品が数多くありと、これが売りですよということをはっきり言っているんですよ。それから厚岸町が膨大なお金を使って、そしてしかもなおかつ一時期は経営費まで相当につぎ込んで、今日も管理費というような形でつぎ込んでいます、と思うんですがね。

そして、これをやっているのはなぜかと。お客さんがカキを出せと言ったら、広島産のカキを出すための施設として、厚岸町がいろいろと応援しているんじゃないんですよ。第三セクターをつくったんじゃないんですよ。どこまでもこれは厚岸町に来て、厚岸町のおいしいものを食べてもらって、いやこういうものがあるだということ、厚岸町の産業振興に結びつくということだからやっているんじゃないですか。それと全然相反することをやって、それは確かに現場ではカキ出せカキ出せと、カキを食べに来たんじゃないかと、お客さんにいろいろ言われれば、これはつらいと思いますけれどもね。けれども大変だから広島産カキでしのぎましたと、新聞に向かって言ってですよ、新聞にそのとおり書かれてですよ、そして町民の中では一体何なんだと言われて、それに対して町としてはこの後よく協議しましょうで済むんですか。これはやはりおかしいですよ。いかがですか。

それで、この点についてはやはりきちんとした対応をしていただかないと、こういうふうになんて少しずつ、いわゆる何ていいますか、大きな堤も壊れるときはアリの穴から壊れるという言葉がありますけれども、あっちでちょろちょろ、こっちでちょろちょろと例外が出てくるようでは、一体何のためにつくった施設なんだということになります。

そして、こういうものが町民の、今年は早く言うと赤字が出てしまいました。この後も非常に大変だという話も聞きました。今回のこの貝毒の問題だって微妙に影を落しているでしょうし、全国的な不景気というものがやはり非常に影響していますからね。

そういう中でなかなか苦しい。そういうときこそ町民の信頼がなかったらやっていけないんです。町民は多少ゆるくなくてもこれが大事なものだということをみんな共通認識を持ってもらわなかったら、やっていけないんです。そういう意味で今回のこのくだりはですね、非常に大きな影を落しているということについての認識がどうも余りないような気がする、今の答弁では。もう一度ご答弁をいただきたい。

それから、3番目ですが、大変きつい言い方をして私も心苦しいんですが、あえていわせていただきますが、白馬非馬という言葉がございます。中国の昔、ある人が馬は黒もしくは栗毛というふうに規定をしておいて、白い馬はこれは馬でないと言ったという故事があるんですね。要するに上手に論理をいじることで結論から逃げてしまう。余りにもそれがあからさまなので、白馬非馬というような言葉ができていたんだそうです。

高校のときの四字熟語で習いましたがね。

今の担当課長のお話を聞いていると、まさにそのおりで、馬脚をあらわしているわけですよ。あなたはこの介護保険事業計画が平成20年3月までだと。したがって、10%ずつ段階的に落していくと、平成21年までこの制度は存続している。だから、この介護保険事業計画の範囲内ではまだあるから、だからいいんだと、矛盾しないんだ、こういう論理を使いました。苦しいなと思いながら、私も一緒に汗をかきながら聞いていたんですよ。

10%ずつ落して無くするんだという方向を決めたわけでしょう。無くするための後は方策でしょう、10%ずつ落していく。だから、たまたま平成20年が21年というところまで時間はかかるけれども、これ10%でとめて存続させることもあり得ると言っているんじゃないでしょう。あなたの方では無くすると言ったんですよ。無くすると言ったら、ここのところに低所得者の配慮、51ページ書いていますね。そこではさらにきめ細かな対応を図るため、低所得者に対する減免を今後も継続します。また利用料減免については今後も継続して実施いたしますと、こういうふうに書いているんですよ。継続するという考え方なんです、こちらは。

それから、今回の財政を理由にした減免の段階的廃止というのは、この制度をやめますということなんですよ。明らかに矛盾しているんじゃないですか。これをもって平成20年のときにはまだ10%残っているんだから、矛盾しないんだというのはまさに白馬非馬の論理じゃないですか。いかがでしょう。

それから、この総合サービス調整委員会もあなたの言い方だと開く必要ないんだと。だって、少なくとも今回のでは変更じゃないんだから、残っているんだから、こういう論理で押し切ろうということなんだろうけれども、それはやはりおかしいですよ。どうおかしいか言いますね。1点は今言った問題です。基本的な考え方が逆方向じゃないかということです。両方の記載がね。もう1点は、これは10%ずつの段階的な減免の削減というものであったとしても、それをひっくり返していいですよとね、町民の負担増なんですよ。そうすると、介護保険にまつわる制度についての町民の負担増ということを行っていくものについて、この保険医療福祉総合サービス調整委員会の開催の必要はないんだということになったら、ほとんどの委員さんは辞職願たきつけると思いますよ。どうでしょうか、お答えをいただきたい。

これは明らかにその場限りの論理じゃないですか。そういう答弁はやめた方がいいと思います。いかがでしょう。

以上で終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

私は、答弁は質問者に対して正確に答弁をいたしておるつもりであります。質問者が今ご指摘されたことを私が聞き間違えたとするならば、以下、私が申し上げることについてはお許しをいただきたいと思います。

室崎議員は、4月4日の4時55分に漁組が知ったのに、翌日厚岸町が知ったというこ

とは何事かということでありますから、私はその経過も含めてお話をさせていただいたのであります。

そこで、今ご指摘がございましたとおりの今回の事件発生によって、問題が提起されました。私は早速情報等も含め、連絡網も含めて、マニュアルをつくれということで、指示をいたしております。二度とこういうことがあってはならないということは、室崎議員と同じでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それと調査のことです。確かにアレキサンドリウム・タマレンセまではカキセンターはできません。協力はできます。水をとるとか、採取するとか、それから水質調査とか、できるわけではありますが、私としてはそこまでできるということではなくて、今回の貝毒発生において、カキセンターは協力をしたということをお話いたしましたわけでありまして、アレキサンドリウム・タマレンセまでということでございませぬので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

次に、コンキリエの関係であります。設立をされてから、早いもので12年たちました。私が社長になりましてから4年、当然町長が第三セクターということで社長になっておりますので、なりました。おかげさまで設立された当時は7,400万円も赤字だったんです。しかし、ここに来てようやく黒字決算ができるまでになった。しかし、先ほど報告いたしましたとおりの、昨年はいろんな事情があつて残念なことに赤字を計上せざるを得ない次第になってしまったということであり、しかもまた21万人も来ているんです。大変であります。これは厚岸町の経済活性化にも大変な影響があるんです。今ご指摘もされましたとおりの、厚岸町のカキを食べたい、だからコンキリエに来る。当然なんです。ですから、これだけの人も来るんです。

ところがあの事件を知らないで来た場合に、厚岸町は先ほど課長から答弁いたしましたけれども、室崎議員も行っていると思いますが、ほとんどカキが主体の料理なんです。カキ定食初め、ほとんどカキなんです。カキ丼とか、そうするとカキなくして、コンキリエをやっているんです。それが現実なんです。しからば貝毒だから、厚岸町のカキはない、赤字です。一方、議会では健全運営を目指して頑張れと、励ましをいただくんですけれども、現実を考えれば、そういうことも経営者として、経営者といいますのは、私が社長でありますので、考えなければならないこともあるわけでありまして。

どうか今の室崎議員からご指摘がありましたことも、これから経営に対しての参考にしていただきますが、現実はそのような経営状況であると、運営状況であるということもご承知をいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 介護保険の関係につきましてご答弁させていただきます。

ただいま議員さんご指摘の内容でございしますが、全く妥当性があるものというふうに気づかせていただいたところでございます。深く反省をしているところでございます。

実際の実務につきましては、これから進めようというふうに考えていたところでございますけれども、まだ文章化等々していない実態でございしますので、少々時間は急ぐようなことになろうかと存じますけれども、サービス調整推進委員会の皆様にやはりきち

んとう説明を申し上げまして、そのご理解をいただく努力をさせていただく中で、今後の事務を進めさせていただきたいというふうに考えております。そんなようなことで、お許しをいただければというふうに存じます。よろしくお願いいたします。

- 議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時13分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 6 月 2 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員